

第2回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年7月 26 日(水) 9時 30 分～	
場 所	県庁別館2階 第1会議室D	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る県の行政対応に関する事実関係等の説明 (廃掃法を除く5法令)	

1 開 会 (午前9時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る県の行政対応に関する事実関係等の説明
(廃掃法を除く5法令)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それではただいまから第 2 回逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会を開催いたします。

本日の会議は 12 時までの予定となっております。新型コロナウイルス感染防止の観点から、概ね 1 時間ごとに休憩をとりながら進めてまいります。

それでは早速協議に入ります。本日は次第のとおり、検証対象の法令に係る県の行政対応に関する事実関係等について、各法令の所管委員の皆様から御説明をいただきます。

また、本日の説明を踏まえて、次回のあり方等について、委員の皆様のご意見を伺ってまいりたいと思います。

では、まず次第の 1、検証対象の法令に係る県の行政対応に関する事実関係等について、資料の順に御説明いただきたいと思います。

最初に、砂防法について、杉本参事お願いします。

○杉本砂防課長

はい。3 ページ以降ページごとに説明していればいいですか。

○内藤総務局長

そうですね。はい。

○杉本砂防課長

ただ読み上げるところもありますが、20 分程度で説明します。

では、まず砂防法についてご説明させていただきます。

3 ページ目からですが、まず 1 番目の検証対象である①区域における土地改変行為の概要ですが、この検証対象区域は、そもそも砂防指定地には含まれていないエリアになります。

お手元にお配りした資料の位置図を見ていただきたいと思います。ナンバー1 の砂防関係法指定の位置関係ですが、土砂法についてもあわせて位置関係のおさらいとして、今回の検証対象区域が、赤色の「①土砂盛土」って書いてるところに対して、砂防法の指定地ですが、この災害が起きる前の時点では、この溪流では、右下の「砂防指定地逢初川 1999 年 2 月 16 日建国第 208 号」と書いてあるところが指定されていて、ここに砂防堰堤一基を整備しております。

なお、その下流側の右下のところに、水色でハッチングしてるところがありますが、ここがこの災害を受けて、国直轄で砂防堰堤一基を整備した時に、砂防指定地を指定しております。それがこの水色のところになります。これが砂防法の指定状況です。

次にこの後説明します土砂法については、その下流側に土砂災害警戒区域を指定しております。これが「2012 年 3 月 30 日、建国第 292 号」というもので、この濃い青でエリアを示している分がですね、土砂災害警戒区域のエリアになります。あくまでも土石流に関する土砂災害警戒区域を指定しているエリアを示させていただきました。これが法令の指定状況になっております。

3 ページに戻っていただいて、この①区域については、砂防指定地になってないので、2 ポツ目に書いてありますように砂防法においては、砂防指定地外に対する指導や制限することについては規定がありません。

検証対象区域における土地改変については後から御説明があるかもしれませんが、森林法とか土採取等規制条例が関係してくると。最後のポツのところに、砂防指定地に指定後、検証対象の区域で土地改変行為が行われたが、砂防指定地の区域変更が行われてきておりません。ということで、1 ポツめと 4 ポツめに括弧書きで今回の再検証の対象ということで、この二つについて、3 番目以降に見解を述べさせていただきます。

次に制度の概要についてです。この砂防指定地については、やはり「治水上砂防」というところが今後キーワードになってきますので、その辺も含めて御説明させていただきます。

砂防指定地は「治水上砂防」のため、砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地ということで、これが法の第 2 条にうたわれております。「治水上砂防」とは何ぞやということですが、この下線のところに書いてありますように、土砂

の生産を抑制し、流送土砂を扞止調節することによって災害を防止することが、「治水上砂防」とされています。扞止とは、「せき止めること」ということです。

次のポツであります。指定の手続きについてですが、これについては砂防指定地指定要綱というものが出ております。お手持ちの資料のナンバー5がそれに関係するところですが、まず、指定手続きの一番目として、指定範囲の設定ということになりますが、これは指定基準がございます。これがナンバー5にも載っておりますが、平成元年にこの指定要綱が出ております。

その中に指定基準というものがございまして、七つの項目があります。この七つの項目に該当すれば指定していくこととなりますが、その大前提として、この1ページ目の表の左側に書いてありますが、「土砂等の生産、流送、堆積により、溪流、河川、もしくはその流域に著しい被害を及ぼす区域で」ということが大前提の中で、この七つの項目に該当すれば、指定していきますという流れになります。

今回、この項目の六つ目のですね、4ページ目のところに書いてあります「開発行為が行われ、また予想される区域で」というところが、今回、逢初川については、法に該当するんじゃないかというような議論もあります。

しかし、私どもとしては先ほど言いましたように、そもそもの条件に合致しないので、これには該当しないという整理となっております。

次に指定方法です。指定方法については、三つの方法がございます。「線指定」と「標柱指定」と「面指定」ということで、お手元の資料の、ナンバー5の最後の2ページ目、3ページ目に、また、ナンバー9の資料の中のちょうど真ん中ぐらいに同じようなポンチ絵があります。そちらを見ていただきたいんですけども、まず「面指定」というのは、ここで言うと、ポンチで言うと1番のような形でですね、字又は地番による土地の区域を面的に指定していくものになります。主に流域指定とも言いますが、このような形で指定するやり方と、あとは「線指定」というのは、ポンチの2番目のパターンになりますが、砂防課で言うと溪流保全工とか、流路工とか護岸の整備をするときに、このような形でですね線指定を行っているのが通例です。最後に「標柱指定」ですが、ポンチの3番目に書いてあるようなやり方がありますが、標柱によってエリアを指定するんですけども、砂防堰堤の周辺を標柱指定していくやり方がありますし、あとは追加で砂防指定地にする場合は、このような⑦番のような形で、追加で、標柱で指定するというやり方があります。

次にですね、その後になります。今度は指定の進達を県から国に指定進達調書ということで出して、それを受けて国が③で指定の告示、あくまでも指定は、国が行う行為となります。4番目にそれが指定がされれば、今度はその指定区域の閲覧を県が行うと、このような流れです。

次に、このような砂防指定地になりますと、土地の掘削、盛土等の土地の形状を変更する行為を行う場合は、知事の許可が必要となります。行為制限に対しては、知事の許可が必要ということになってます。これについては、法第4条と、砂防指定地管理条例という県条例がありますので、そこで規定しております。これについては資料のナンバー2ナンバー4に書かれています。

次に時系列について御説明いたします。太字のところが今回の逢初川を対象するも

のになります。まず①番から⑤番までは、どちらかという国からの通達とか、国から出されている本とか、そういうものが載ってるんですけども、こういうものに則って指定を進めてきております。

⑥番目からが逢初川になってきますが、1998年の9月2日に、本省と砂防指定地進達についてのヒアリングを行っております。この中で、指定範囲を流域全域の面指定することについての、再検討を求めるコメントをいただきました。

このヒアリング後としては、10月28日付で、⑦番と⑧番についての記載がありますが、⑦番が、この進達についての最終的な調書の提出ということです。

その前に面指定をすることに対する再検討の結果ということで、県としての見解を述べております。基本的には⑦番のところに書いてありますが、指定の方法及び理由なんですけれども、指定についての地権者の同意が得られないため、ここに書いてありませんが、又は管理された植林地帯であるため、今回は事業実施に必要な区域のみ標柱にて指定を進達するとしています。

今後の方針として、溪流の荒廃が進んでいるものの、流域上部が管理された植林地帯であり、今後、山腹崩壊等溪流の状況と地権者との協議により、流域全域の面指定を進めたい、とこの進達調書には書かれております。

⑧番の同じ日付の再検討の結果についても、それをもう少し詳しくした内容が書かれております。それを受けて2月16日に指定がされて、砂防堰堤が1999年の11月30日に竣工しております。

その後の現場の監視ですが、当地域は砂防指定地等監視員がおりますので、その方によって、年4回監視をしていただいております。砂防指定地等監視員による監視記録を確認したところ、2016年4月以降の記録が残っておりますが、その記録を見たところ、今回の災害発生まで、「特に異常なし」という報告が上がっております。

それで、その後の対応としては、砂防課の職員と熱海土木で砂防指定地の指定事務を担当する企画検査課の職員に対して、当時の状況についてのヒアリングしております。1番から3番の内容についてヒアリングしたところ、結果的には、平成10年の担当者はこの調書を作ったこととか、国とヒアリングをやったことは覚えてるんですけども、その内容については覚えていなくて、その他の人たちも含めて、逢初川に関する記憶は無く、地権者とのヒアリングや引継ぎについての記憶は無かったということが、このヒアリングで分かりました。

4番の考察についてですが、これは(1)と(2)ということで、大きく二つ項目を設定しております。

まず(1)としては面指定をしなかったことに対する考察です。

これについて①番としては、砂防指定地は、やはり治水上砂防の目的を達する必要を認める場合に指定をしますので、この砂防指定地については、逐条砂防によると、「その土地の所有者等の権利に重大な関係があり、みだりにこの指定をすべきではない、必要最小限に留めるべきだ」ということが記載されております。これはお手持ちの資料のナンバー6にそのことが記載されております。

②番として、当該区域を砂防指定地に指定する必要性について現時点で判断すると、

以下の理由によって、その必要性はないというふうに考えております。

i)として、当該区域の状況なんですけれども、アとして、源流部の地山(自然地形)の渓流部分は荒廃は進んでいるものの、砂防設備(砂防堰堤)を設置すれば、治水上砂防の大きな問題が起きるような状態ではなかったということ。

次に、管理された植林地帯であった。あとは、他法令により管理されている地域であった。あと捕捉量 4,000 立法メートル程度の砂防堰堤を設置する予定であったということ。現状としてこういうような状況でした。

ii)として、このように既に他法令によって管理されている区域を、必要最小限の範囲内として砂防指定地の指定をするためには、以下の理由が必要と考えています。要するに森林法では 1ha 以下の土地は関係ないし、土採取等規制条例の場合は、1000 平方メートル未満、または 2000 立法メートル未満であれば対象外となりますので、このように他法令によって管理されない行為によって土石流が発生した場合に、砂防堰堤の捕捉量 4000 立法メートル程度では、治水上砂防の目的である災害発生の防止が達成できない状況であれば、指定する必要性があるのではないかと考えています。

iii)として、当時の指定状況で砂防指定地の指定理由が社会的に容認されうるものであるかを検討すると、今申しましたように砂防堰堤を設置すれば、行為規制という私権の制限を行わなくても、治水上砂防の目的は達成できる状態であったことから、社会的に認められるものではないと言えると考えております。土地所有者の同意についてですけれども、これについては、あくまでも同意というのは考慮事項であり、指定の要件ではございません。所有者の同意が得られるに足りる公益性があるかどうか、あるいは指定理由が社会的に認められるものであるか否かというところが指定要件的にはなってくるのですが、これも繰り返しになりますけれども、必要最小限の範囲として指定の必要性が認められるか否かがまず重要であって、必要性が認められれば、土地所有者の同意が得られなくても、得られるよう努め、どうしても指定が必要であれば、土地所有者の同意が得られなくても指定すべきであると考えております。これは具体的に言うと、災害とかもう切迫した危険性がある状況であれば、土地所有者の同意を得られなくても、指定して事業を進めていくということが当然考えられます。

県の見解としては、当時の管理状況等を個別具体的に検討し、砂防指定地に指定する必要性は認められないとしたことについては、現時点においても、行政裁量として認められる範囲内であったと言えるという見解でございます。

(2)の追加指定をしなかったことに関する考察ですけれども、この辺も今のこの面指定に指定しなかったことについてと、かなりダブるところがございますが、まず①番として、砂防指定地の追加指定の国への進達を行っていない理由としては、この2つポツがあることから、国への進達を行っていないと考えております。

これは今説明してきた内容ですので、割愛しますが、こういう理由。あと②番としては他法令により管理している範囲がある場合の取扱いということで、やはりこの地域はもう既に他法令で管理されていることもあって、必ずしも砂防法による指定を要しないと考えていることから、行っておりません。

③番として、土地所有者の同意が得にくいと判断したことについては、全部で四つポ

ツがありますが、最後のポツのところに書いてあるように、県が砂防指定地として指定し、森林法と重複して規制する必要性があると主張し、土地所有者から指定の同意を得ようとするのは、今のこの指定の状況からすると無理があると考えております。

最後に静岡県の進達の適否についていうところなんですけれども、これも2ポツ目に書いてある理由で、進達はしていなかったと考えております。

県の見解としては、追加指定をして一定の行為を禁止、若しくは制限しなければ治水上砂防の目的を達することはできない状態であったとは認められないことから、追加指定しなかったことは、行政裁量として認められる範囲内であったと言えるという見解です。

5番目についてですが、指定した当時と指定後の考え方なんですけれども、指定した当時は、①区域は当然造成前であり、当時の管理状況を個別具体的に検討して、砂防指定地に指定する必要性は認められないとしたことについては、行政裁量として認められる範囲内であったといえると考えています。それは、適正に管理された植林地帯であったということも含めての話になります。

指定後、追加指定しなかったことについては、この土砂災害防止の観点において、他法令により管理可能な状態であったことを踏まえ、追加指定しなかったことは行政裁量として認められる範囲内であったといえると考えております。

最後まとめになりますが、ちょっと読ませてもらいますが、逢初川上流域を砂防指定地に指定しなかったことは、行政裁量として認められる範囲内であったといえるが、今回のように不適切な開発行為により、砂防設備や下流域に被害を及ぼす恐れがあると認識された場合には、砂防設備の管理者として、砂防法の権限では被害を防ぐことができないので、他法令による対応を求めるべきという認識にとどまらず、より高い危機感を持って関係機関への働きかけを行うなど積極的に行動していく。

今後の対応としてですけれども、これまでの砂防指定地監視員や職員による指定地の目視による巡視に加え、砂防堰堤に堆砂量計測板を設置して土砂流出状況等を定量的にモニタリングし、流域内の変状を早期に発見できるよう努め、治水上砂防として、砂防指定地の追加指定が必要と判断されれば速やかに実施していくということで、この辺を、やはり必要であればすぐに指定するんですけれども、こういう体制作りを今後といいますか、既にこの体制を作って、今、取り組んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。ただいまの説明に関して御質問等ありましたら御発言をお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

砂防指定地等監視員についての方の設置要綱って、どこかに入っていたりしますでしょうか。

○杉本砂防課長

お手元の資料のナンバー14に要綱がございます。設置要綱と実施要領についてはそ

ちらの方に。

○片山廃棄物リサイクル課長

(監視員を)される方っていうのはどういう方になりますか。

○杉本砂防課長

主にその地区の自治会長をやった経験がある方とかが多いんですけども、当地域については、たまたまこの土木の建設業の方にやっていただいております。

○内藤総務局長

他に何かありますでしょうか。

○大川井森林保全課長

以前から話題にはなっている部分ではあると思いますが、一番最初、砂防指定地の指定について、面指定したらどうだっというところについて、上流部は管理された植林地帯であるということがあるんですけども、森林法を所管する課からすると、その管理されたというのが、どういったことで管理されたのかっていう部分を改めてお伺いしたいと思っております。というのは、森林法ですと、御承知のことと思いますが、1haを超えるものですと林地開発許可が必要になりますが、1ha 以下のものであれば、市町への伐採届の届出でよいということになりますので、この管理という部分について、改めて確認したいと思っております。

○杉本砂防課長

はい。お手元の資料のナンバー4の(1)の②のi)のイとウのところに書いてありますが、基本的に砂防課で言う「管理されたところ」との意味合いとしては、指定当時の方から言うと、まず現場を調査したところかなり植林をされていて、手入れをされていた森林地帯であったということは現地調査で確認しておりますし、その当時の写真データも残っておりますので、そういうところから見ても通常行われている管理状況であったのかなという認識でおります。

もう一つは、法令によって管理されているっていうところの考え方なんですけども、確かに今おっしゃったように林地開発との関連から言うと、1haを基準にそれに該当するかしないかというところに境目がありますが、森林法で言う1haという概念はあるものの、一応5条森林になっているということから、何かしらの森林法の手続きを行わなければいけないエリアというような意味合いで、考えております。

ですから当然ながらその他法令というのは、森林法で言いますと、今言ったような形ですけども、その他には土採取等規制条例についてもありますので、その二つの法令的には網が一応かかっているエリアという意味合いでの管理された地域であると書かせてもらっています。

○内藤総務局長

その他よろしいでしょうか。ちょっと私もよろしいですか。

質問なんですけれども、4の(1)の①の最初の指定当時に上流部を面指定しなかったことに関する考察で、やはり大前提として「治水上砂防の目的を達する必要と認める場合に指定する」ということで、そこはまずそもそも違いますよってという御見解なんですよね。あと、「みだりに指定すべきでない」とか「必要最小限にとどめるべき」だみたいなことになってるんですけど、にも関わらず国の方では面指定をしたらどうかと言ってきたと。それってどうしてでしょうか。

○杉本砂防課長

国が面指定を求めてきているというのが、お手元の資料のナンバー5にいろいろ要綱もつけておりますが、私の記憶で申し訳ないですけど、この前の特別委員会(逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会のこと。以下同じ。)の時も同じような質問があったので答えさせていただいたんですけど、この当時は、面指定するような話がかかなり国から来ておりました。それというのは、全国的に面指定よりも標柱指定をして、事業区域のみを砂防指定地として指定していることが多くて、そもそも砂防指定地というのは、先ほど言ったように生産土砂を抑制するとか、そういう目的があるので、そういう視点で山腹の崩壊とかもちゃんと調査した上で、指定しなくてはいけないというところ、全国的に見て、どちらかというところを省いて事業(砂防施設の整備)を優先するところだけで捉えていたという面があったと思います。

ですので、そういう形で面指定というところを、当時かなり国の方から言われてきたのかなという認識、自分には記憶がございます。

とはいうものの、やはり面指定も標柱指定も、砂防指定地のそもそも論で言うと、やはりこの治水上砂防っていうところの視点から考えて行うということが大前提ですので、面指定ということは基本的なスタンスとしてあるんですけど、やはり個別具体的に判断するとその溪流が今どういう状況なのか、その流域がどういう状況なのかというところを把握した上で、面指定以外にする、あるいは私権の制限から考えるとそこまで全部指定するのではなくて、標柱、部分的な指定でもいいというところ、そういうところを含めてやってきていると自分は認識しております。

○内藤総務局長

はい。ありがとうございます。

あと1点ですけど、資料の6ページ目の⑩の砂防指定地等監視員の巡回というところで、巡回があって、2016年4月分の記録が残存していて、監視を年4回やっていただいと。で異常なしと。これは、どの範囲を巡回してくださってるんでしょうか。この人たちは、砂防指定地のエリアの中だけなのか、あるいは盛土の辺りまで全部御覧になってくれているのか。

○杉本砂防課長

具体的にそこまで確認をしておりませんが、基本的に当然ながら、指定地監視員ですので砂防指定地は当然ながら見てと思うのですけれども、砂防指定地の所の一番は土砂がどのくらい出ているのかという、土砂の流出状況というのもそのパトロールの一つの要件になっていると思います。お手元の資料のナンバー14番に、実施要領があると思いますが、この実施要領の第3の(4)に「山腹崩壊もしくは県施工の施設等の災害箇所の有無」と書いてありますが、こういう視点と、その上の(3)に「無許可の行為を発見した場合」ということもありますので、やはり基本は砂防指定地内のこういうようなものをこういうような視点でパトロールしていたと認識しております。ですので、現時点では、巡視員の方が、盛土のところをどのくらい把握していたのかということについては、聞いていないです。

○内藤総務局長

それってまた確認できるでしょうか。

○杉本砂防課長

できます。

○内藤総務局長

また次回までをお願いします。その他ありますでしょうか。

○望月盛土対策課長

繰り返しになると思いますが、本省砂防課から「再検討するように」というコメントをいただいているながら、「実際には地権者の合意が得られなかった」とか、「地域全体を面指定して進めたい」というコメントが入ってるわけですが、最終的には地権者に何回も折衝をしたんだけど、了解が得られなかったから断念したのか、最初から本省に協議してOKが出た段階で、面指定は諦めたのか、考え方が変わってきたんですが。本来、通常の公共事業の場合は、再三行政指導してやむを得なければ代執行というか、強制収用するというやり方をするんでしょうけれども、そこまでそんなに重要視していないのか、逆に同意が得られなくてもいいのか分からないのですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○杉本砂防課長

指定した当時の地権者との交渉についての記録は、申し訳ないですが残ってなくて、ヒアリングでもその辺りを聞いたのですが「覚えていない」ということで、実際にどの程度「了解が得られたのか」というところは確認できませんでした。そういう中で、先程、同意のところで説明したように、当然ながら私権の制限を受けることになるので、(地権者に)その辺の話はしなくてはならないということはあると思いますが、同意を得ることは考慮事項となっていますので、それは必要条件ではないと認識しております。

ですから、その後定期的に地権者に対してやったかどうかということについては、繰り返しになりますけれども、あくまでも追加指定するのはやはり、ここでも書いてあります

が、荒廃状況とかを見て、やっていくっていうスタンスで、定期的なパトロールでそういう状況が確認されれば、追加指定していくっていうスタンスで、事務所は対応したと考えております。

○望月盛土対策課長

あと1点、「砂防指定をしていなかったから(今回の土石流災害を)防げなかったという言い方をされる方がいらっしゃるんですけど、ここの区域というのは、土採取等規制条例と森林法がかかっている。それ以外に県の風致地区条例がかかっていると思いますが、県風致地区条例でそれを止めることはできたのかな。砂防法は元々かかっているから、それがかかっていることによって、そのときは止められなかったんですよ。その当時かかっている法律というのは、森林法、森林法は1ha超でない適用できない。ただ、風致地区条例はかかっているんだけど、それで止めることはできたのかなと思って。

○杉本砂防課長

元々あそこの地域というのは、森林法と土採取等規制条例と風致地区条例の三つ(の法令が)かかっていたということですよ。三つで対応する。その中で、1haとか1000㎡という面積要件がそれぞれありますが、砂防課で調べた中では、熱海市の風致地区条例を見てみると、当時の風致地区条例じゃないのでちょっと分かりませんが、面積要件は特にないんです、風致地区条例って。ですので、その辺はまたもう少し勉強しなくてはいけない部分ではあるんですけども、そういう面では面積要件がないということからすると、砂防法も当然面積要件がないので、(砂防法と)同じようなレベルで対応が可能であった条例が、そこにはもう既にあった。

あそこのところは風致地区にはなっているので、特に①区域は風致地区になっているエリアですので、それを適正にやるということは一つの手法としてあったのかなということも考えられます。

○内藤総務局長

細かいところまで自分が質問してしまいあれなのですが、それは次回以降にまたやっていきたいと思います。今回は、時間もないということで、先に進めていきます。質問はとりあえずここで打ち切って。

○杉本砂防課長

今日いただいた質問の中では、「砂防指定地監視員の方にどこまで確認していただいたのか」ということと、風致地区条例の話が出たので、そこについて自分が答えていいのかわかりませんが、風致地区条例については都市計画課に聞けばいいんですか。県でいうと都市計画課でいいんですよ。その辺も整理できたら次の機会に話をさせてもらいます。

○内藤総務局長

すみません。ここで次第の2でやろうとしていたんですが、「今日やること」と「今後やっていくこと」を最初に整理しておきたいと思いますので、清水参事の方から説明をお願いします。

○清水総務局参事

まず資料の40ページ、一番後ろを御覧下さい。今日具体的な検証作業にこれから着手するにあたって、庁内検証委員会として検証結果をまとめるために、どんな作業が必要になるのかということを改めて委員長に相談した結果、まず各法令による規制等の制度内容や、各法令による県の行政対応の対象となる土地改変行為の内容、あるいはその検証に当たり不足している事実関係等がないか、庁内検証委員会としてまずしっかり押さえる必要があるのではないかとということ、あと、そういうものを押さえた上で、各法令による県の行政対応の妥当性等を検証・評価するに当たってのポイント、どういふ点に注意して検証していけばよいかというポイントを、まず整理する必要があるのではないかとということ、あと、これに加えて再発防止の観点で検証をしていくとしているものですから、各法令に係る県の行政対応の事実関係等を時系列で比較して、それを踏まえて、検証のポイントを整理して、再発の防止の観点での検証のポイントを整理して、そのポイントについて検証を行う必要があるのではないかとということになりました。

こうした作業について、9月定例会で庁内検証委員会の検証結果を報告するとの前提で考えた時に、スケジュールとして落とし込んだのがこの40ページの表になります。先週の第1回の会議では、庁内検証委員会の会議については、2週間に1回程度想定していると説明したところですが、今言った作業を9月定例会までに行って検証までを終えるということを考えると、1週間に1回ぐらいの頻度でやらないと、間に合わないのではないかと想定したところですが、ただ、このスケジュールでももしかしたら間に合わないかもしれないところがあるんですけれども、そういったところがあるので、まず各法令による規制等の制度内容であるとか、県の行政対応の対象となる土地改変行為の内容、あとは検証に当たって不足している事実関係等がないか、県の行政対応の妥当性等を検証・評価するに当たってのポイントについて、庁内検証委員会の検証・評価の最も大事な基礎となるものなので、この部分については、時間を取って検討する必要があると考えて、次回、8月9日とその翌週に会議を開催して、意見交換をしたらどうかと考えているところです。

それが第3回と第4回ということなのですが、この第3回と第4回の2度の意見交換を踏まえて、8月23日に第5回目の会議を開いて、各法令について検証委員会としての検証評価に当たってのポイントを整理するというイメージで考えています。

この整理したポイントを踏まえて、県の行政対応の妥当性等について、2回程度、この表で言うと第6回と第7回ですけれども、委員間による意見交換を行って、庁内検証委員会としての検証評価の結果の案をまとめるイメージを考えています。

あと、再発防止の観点の検証については、この第6回の会議で検証のポイントを整理

して、翌週の第7回の会議でそのポイントを踏まえて、委員間で意見交換を行って、その検証結果の案をまとめることを考えています。

これが第6回、第7回というところで、最後に9月定例会の開会前に、もう1回会議を開催して、その会議の場で庁内検証委員会の検証結果を取りまとめる、このようなスケジュールを考えています。

これはあくまでも9月定例会までに検証結果を報告するというので、9月定例会で検証結果を報告するためには、このぐらいのスケジュール感が必要ではないかと考えたものという前提になります。

一応、8月9日、23日、9月13日については、既に日程の確保をいただいているところですが、この表の第4回の8月14日からの週と、第6回の8月28日からの週については、まだ調整をさせていただいてないものですから、新たに日程を調整させていただけたらと考えています。9月13日は既に日程を確保していただいているんですけども、最終の取りまとめということ考えた時に、諸々考えると、9月13日では若干早すぎるかもしれないというところもあるので、場合によっては、9月19日とか20日くらいにリスケをした方が良くも知れないので、この両日についても調整をさせていただく必要があると考えているところです。今後、会議でやる内容と想定スケジュールについては以上になります。これに追加して、資料の38ページと39ページをご覧いただきたいんですけども、次回の8月9日とその翌週の会議で、各法令について委員間で意見交換を行うために各委員に作成いただきたいと考えているものでございまして、具体的には、本日、各法令所管の委員の方々に取りまとめていただいた事実関係等の整理ペーパーの内容を説明していただいて、それを踏まえつつ、既にお手元にお配りされている関係公文書と事実関係等の整理ペーパー等をチェックしていただいて、その上で、先ほど砂防法の関係について若干質疑されたところなんですけれども、ああいう感じで次回の会議で各法令について確認したい事項等を上げていただけたらと考えています。

この紙で作成をお願いするのは、(庁内検証委員会の)会議における検証の過程を明らかにする必要があるものですから、紙で整理していただいて、それをベースに会議をしていただくということで、その紙を見ていただければ、他の方にも委員の方々が考えた内容等が分かっていたいただけるかなというところで、まずは紙で作成していただけたらと考えているところです。

このため、今日この後、他の五つの法令についても御説明いただいて、それを踏まえて、それぞれの委員でこのペーパーを作成していただいて、それを出していただいて、次回の会議でそれについて意見交換をして、事実関係の整理や疑問点を解消していくような、そんなイメージで行えたらと考えています。

会議のスケジュールと、意見交換等の進め方については以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。今の件について、御意見御質問等ありましたら発言をお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

38 ページのイメージなんですけども、タイトル(表則)のところなんですけど、事実関係等に関して確認したい事項ということですか。

○清水総務局参事

事項なんで、質問であったり、先ほど砂防法の関係で出された質問事項だとか諸々込みでということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。それから 39 ページの 3 番でこんな書き方を、質問かなという事例が書かれているんですが、3 番の中段のところ、上から二つ目のところで、「事実関係から何ヶ月間もの期間があるが、この期間のアプローチしてないのか」とか「なんでこんなに空いてるんだ」という、この視点というのは、新たにこういう事例が示されたのかななんて思うんですけど、このあたりは、単純にあくまで事例になってくるんですか。検証するときもこういった視点はやっておけっていうことになってくるんですか。時系列で並べていますよね。そうそう空いてる時間の時期ってあるじゃないですか。そこの検証というのは任意になってきますか。それとも、ここって検証しておくべきだという考え方になるんですか。

○清水総務局参事

これはあくまでも例示で書いたものですから、1個の事象があって次の事象までの間に例えば半年ぐらい空いている時に、何かその間アプローチしていなかったのか、書類がないのか、通常何か問題のある事案であれば、例えば1か月に1回様子見に行くとかということがあってもいいと思うんですが、そういうことがないのは何故なのかという素朴な疑問をイメージして落とし込んでいます。なので、ここに入ってくる内容は、それぞれの委員の皆さんに整理していただいたペーパーを見ていただいて、何か疑問に思うことがあれば、それを素直にというか、本当に客観的に知りたいという視点で書いていただくようなイメージをしています。

○内藤総務局長

他にどうでしょうか。先ほどの質問があったようなことについて、今日そこまでやるのではなくて、ここでこんなこと確認したいという各委員の皆さんがそれぞれの法令について、ここに書いていただいて、これを今週中ぐらいとか、8月9日の前までにですか。

○清水総務局参事

来週の金曜日ぐらいとかそれぐらいのイメージです。

○内藤総務局長

事前に法令所管課の皆さんにお返しして、そのお答えを準備してもらい、それを踏まえて議論という形にしたいと思います。

質問がたくさん出てしまいましたが、今日は説明とですね、それからこの確認事項を書くために何か聞いておきたいことがあればという意味で質問を取ったのですが、この次の会議でやろうと思っていたことに踏み込んでしまいました。

一旦ここで休憩したいと思います。

○内藤総務局長

よろしいですか。それでは協議を再開します。

次に、土砂災害防止法について、引き続き、杉本参事をお願いします。

○杉本砂防課長

手短かに説明しますが、土砂災害防止法ですが、この対象区域に対してですが、1番目の1ポツ目に書いてありますように、本法に基づく指定の範囲は、対象区域の下流域になります。下流域が法で指定をしているエリアになります。2ポツ目に書いてあるように、本法は土砂災害の被害を受ける区域に着目した法律であるため、検証対象区域は法指定の対象とならないという、この①の区域は法律的に指定のエリアにならないということが、まず皆さんにお伝えしたい点になります。あくまでも、この土砂災害防止法というのは下流域、被害を受けるエリアに対して指定することになります。それが大前提です。

制度の概要ですが、指定するにあたって、①から順にこのような形で指定をしていきますが、まず基礎調査をやって、エリア設定をしていきます。

それが土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域という二つのエリアになりますが、特別警戒区域というのはここに書いてあるように、建物が壊れるエリアって考えてもらった方がいいと思いますが、土石流によって、被害が非常に及ぶエリアを指定するところになります。

あと②番として、その基礎調査の結果を通知したり、あるいは市長への意見聴取をしたりという、そういう作業を進めていった後に指定をしていくという形です。

その後、次のページ⑤番に書いたように、結局、この警戒区域を指定する一番の目的というのは、この被害エリアに対して、警戒避難体制の整備をするというのが、この法律の一番の目的になります。

時系列に移りますが、まずこの土砂災害防止法というのは2000年に制定されています。ですので、比較的新しい法律になります。そういうこともございまして、指定するに当たって、④番に書いてありますように、県としては、静岡県土砂災害防止法指定検討委員会を設置して、いろいろな手引きの作成とか基本計画の作成とか、そういうことについてこの委員会の中で練っております。

2003年の11月26日にこの手引きを策定し、2004年の4月13日には、この基本計画を策定しています。

次のページに行って、⑦番目に2005年の2月に、今度は実施計画を作成しております。この中で、今回の逢初川が該当するのが、この仲道町自主防災会というのがあるんですけども、この実施計画の中では、2008年度までに基礎調査を実施するとい

うことがうたわれております。そういう中で実際、2005年度にこの逢初川は基礎調査をやっています。

その後、2012年、7年後に地元説明会を開催して、あとは市長への意見照会も同年度に行き、2012年の3月30日にこの警戒区域の指定を行っております。

次のページへいくと、地域防災計画の更新が2013年の3月で、この警戒避難体制の整備の一環であるハザードマップが2016年の3月にできております。

あと、土砂災害の防災訓練は、これまで2回実施しておりまして、2016年と19年のそれぞれ6月に、これだけの人数の方が参加していただいております。

4番に移りますが、今回の考察については二つございまして、指定に時間を要したことに対する考察ですけれども、この法律は今申しましたように、2001年4月1日に施行されましたが、法の運用というのは都道府県の事務となることから、適切かつ公平な法の運用と手続きの透明性、検討体制の専門性、信頼性の確保を図ることため、学識経験者による委員会を設置して、意見を受けて、事務の手引や、今申しました計画等を作成しております。

ですから、まずは法の運用体制の整備を図る必要があったということがございます。

2ポツ目になりますが、この実施計画では、2011年度まで、県内の全ての危険箇所の基礎調査を完了するという目標でやっております、この伊豆山地区については、2008年度までに基礎調査を実施する計画でしたが、伊豆山地区の北側に泉地区というところがありますが、そちらが神奈川県との境ということで、神奈川県と指定の歩調を合わせるということから、伊豆山地区よりもそちらを優先させたということが一つ、そういうようなことから、実際は(伊豆山地区の)基礎調査が完了したのが2011年ということで遅れております。

3つ目のポツですが、逢初川の土砂災害警戒区域の指定は、伊豆山地区内の土石流危険渓流の基礎調査が完了した2011年度末に、地区内の他渓流も含めて、一括で指定していますが、これは実施計画において、基本計画を踏まえ、自主防災会等の単位ごとに調査・指定することとしたことによるものであったということで、この実施計画、やはり渓流ごとにやるのではなくて自主防災会単位でやるということを考えて、最後の年度が2011年、「猪洞沢」が終わっているのを、これを受けての指定ということになっております。

県の見解です。土砂災害防止法の施行から逢初川の指定まで概ね11年要しております。具体的には、この括弧で書いてありますように、法の運用体制整備に要した期間4年、基礎調査に要した期間が1年、区域指定に要した時期が概ね6年という年月がかかっております。

2ポツ目ですが、法施行当時、県内には指定対象箇所が15,000箇所以上あり、まずは膨大な数の区域指定を適正かつ公平に手続きするための運用体制の整備が優先されました。

これは全国でも同様であり、本県の運用体制が整った2004年度末で区域指定に着手していたのは、本県を含めて14県にとどまっていた点を鑑みると、本県が運用体制整備に要した期間は全国と比較して、短期間であったと考えております。法の運用体制の

整備後、逢初川の基礎調査は、期間は県内他地域の指定対象箇所と比較して、短期間でありました。

一方、逢初川の基礎調査から、区域指定に要した期間は実施計画に基づき、伊豆山地区内の土石流危険渓流の基礎調査が完了するのを待っていたことにより時間を要したのですが、隣接県との歩調を合わせるため、市内他地区を優先させたことによるもので、やむを得なかったと考えております。

最後のポツのところですが、逢初川の指定前ですが、本県の警戒区域の指定率は36.5%で、全国の指定率が43.4%よりもやや低いものの、警戒区域の指定数は、5,544区域であり、全国で10番目に多く、本県の指定の進捗状況は、著しく遅れたものではないとの認識です。

次に、指定区域内の住民への危険性の周知に関する考察ですが、法の第8条において、市町が警戒避難体制を整備するということがうたわれておりまして、印刷物の配布等の義務を負っております。印刷物というのは、ハザードマップがそれに該当します。熱海市においては、2015年度末には、当該区域が記載されたハザードマップを作成・配布しており、法に基づく周知を行ってまいりました。

避難訓練も2016年、2019年と実施しており、指定後も継続して住民への周知啓発に努めていたと考えております。

次のページのポツですが、県では、指定区域をホームページに公表するとともに、区域指定に係る住民説明会を開催しております。この説明会の案内には、航空写真と指定予定区域を重ねた図面を、土砂災害防止法パンフレットとともに、対象土地所有者及び住民に配布しており、説明会不参加者に対しても情報提供に努めております。

一方で、県、市が行ってきた住民への周知啓発の中では、今回の当該渓流の上流域に行われていた地形改変の情報や、当該行為による被害のおそれ等についての周知を行っていたという事実は認められませんでした。

県の見解ですが、指定区域内の住民への危険性の周知は、県及び市との法令で義務付けられている方法により周知を行っているほか、県独自の取組について、区域指定前に関係住民に対して、対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明しており、対応に不備はなかったと考えています。

しかし、これらの住民への周知啓発は、指定区域に関する一般的な事項にとどまっていたと推測され、当該渓流の上流域で行われていた地形改変の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知を行っていた事実は認められず、大雨時に、住民が地域の危険度を十分に理解し、自分事として避難行動とるための積極的な周知には至っていなかったと考えています。

5番目についてですが、これ全部重要なので、全て説明したいんですが、時間の関係で、三つ目のポツですが、逢初川だけに着目すれば基礎調査が完了した時点で、区域指定もすることも可能でしたけれども、区域指定の時期が早まったとしても本法の趣旨から、検証対象の区域は法指定の対象に含まれることはないため、災害の発生を抑制することはできませんでした。

ですから、(指定を)早めたとしても今回の災害を防ぐことは難しかったということにな

ります。本法はソフト対策に特化した新しい法律であることから、区域指定の初期段階の住民説明会では、対策工事を行わなければ指定される意味がないとか、過去に土砂災害が発生したことがないので指定されるほど危険ではない、指定されると土地の地価が下がるなど、区域指定に否定的な考え方も多数あり、区域指定にあたり、丁寧な説明が求められていたというのは現実的にあります。当初は、かなり時間を要していたということが挙げられます。

まとめですが、(1)の速やかな区域の指定及び見直しについてですが、現在もやっているんですが、今後、指定が完了した後に、区域の範囲に影響を及ぼす地形改変があったところについては、速やかに区域変更を行うような作業を進めておりますし、そういう情報の提供を年2回、市町の方に今お願いしているところでございます。

新たな取組として、3次元点群データを基にした(区域指定が必要な)新規箇所の抽出作業を行っております。こうすることによって、区域指定が必要な箇所の指定の漏れがなくなるような取組と、対象地域の地形改変の状況を常に監視し、土砂災害の危険性を踏まえた柔軟な指定手続きを行うよう、今後も進めていきたいと思っております。

以降については住民への周知にも繋がる場所ですけれども、現在2015年1月の法改正で、基礎調査結果の公表が義務付けられております。基礎調査を行えば、速やかに住民に公表していく、一般に公表していくことができているので、土砂法が施行された当時と比べれば、住民に対する情報提供が早くなったということがございますので、今後はこれに沿った形で、できるだけ早く基礎調査の公表に向けて取組みたいと思っております。

住民への周知についてですが、ここに書かれている内容について、今後住民に対してできるだけ危険性についての情報の(周知)は進めていきたいと思っておりますし、あるいはそういう危険性の情報の把握ということも土砂災害110番とか防災連絡員を通して把握していくということと、あと盛土対策課がやっているような取組等とも連携しながら、こういう危険性の周知、危険性の把握、そして把握できた後の周知を行っていくという考えでおります。以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

確認事項については、さっき言った書面で出してもらおうとして、今ここで聞いておきたいということがありましたら、御発言をお願いします。

○望月盛土対策課長

議会は何を疑問に思っているんですか。遅く指定されたことですか。

○杉本砂防課長

そうです。

○内藤総務局長

なんでこんな時間かかったんだってこと。

○望月盛土対策課長

それが原因で何か問題になったのか。遅かったことで。被害が拡大したとか。

○内藤総務局長

そんなことはないと思いますけどね。

○清水総務局参事

多分、早く指定されていれば、土砂災害の危険性があるということで住民の意識が向いて、避難行動に結びついたのではないかなど、そういう視点でおっしゃってるんじゃないかと思っているんですけども。特別委員会の中では、基礎調査から指定されるまでの間に、あの盛土がされてしまったというところもそうですね。

○望月盛土対策課長

それで今回逢初川もそうなんだけど、鳴沢川もありますね。鳴沢川については、当然指定していた後に開発しているんじゃないかなかったですか。実際にあそこはD工区とかE工区とか開発してますよね。それで、一部流出してるんですよ、下流の方に。土砂が。それを早く指定してれば、止められたんじゃないかとかそういう議論にならないのかなど。

○杉本砂防課長

鳴沢川だけでいうと、1回調査をやった後に開発行為があったので、再度基礎調査をやっています。それで、基礎調査をやった上で、指定をしているということで、当然、今の開発行為後の地形状況で指定はしている。だから、あくまでもその土砂の流出を防止するための法律ではないので、早くかければ、土砂の流出を防げたのではという視点では…。

○望月盛土対策課長

早く指定してれば開発を抑制ができたということでしょう。特別警戒区域で開発するというのは普通ありえないので。

○杉本砂防課長

ありえないというか、それなりの対応をしたってこと。

○望月盛土対策課長

そんなとこ普通やらないので、それを知らずに、どんどん開発したんじゃないかということにならないかな。

○杉本砂防課長

今この視点っていうのは当然ながら、①区域。

○望月盛土対策課長

①区域だけ。

○杉本砂防課長

①区域だけで書いたもので、今の④区域の話ですよ。

○望月盛土対策課長

ということはどこかに書いてあるんですけど。

○杉本砂防課長

この一番最初に。今まとめたのは、土砂災害防止法についての①区域における土地改変行為の概要ということで書かせてもらっているものですから。ちょっと④区域についての、鳴沢川流域についての視点での記載ではない。

○内藤総務局長

特別委員会の提言だと、開発行為がというか、盛土行為が行われてしまったって書いてあるんですよ。その(土砂災害警戒区域等の)指定に期間を要してる間に、盛土が行われてしまったことを鑑みるとやはり時間がかかり過ぎたのではないかと。なので、区域指定までの地権者との調整手続きはその期間も含めて適切だったのか検証すべきであるというような提言になっているんですよ。あくまでも盛土。

○望月盛土対策課長

そうすると、源頭部(①区域)もそうだしD工区(④区域)も同じだよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、①区域も検証する範囲になってくるんですけど、ここは④区域も入ってくる形になるんですかね、そうすると。今の話聞いてると。

○杉本砂防課長

(特別委員会の提言が)どういう意図なのかを考えて。

○内藤総務局長

特別委員会の議事録をもう一度よく確認してみる必要があるかなと。

○清水総務局参事

ちょっとこの場で、今の場で結論はなかなか出せないと思うので。

○福田土地対策課長

普通に考えたら①区域のことだと思うけど、確かに広く考えると④区域も含まれる。

○内藤総務局長

特別委員会の委員は、①区域のことを多分言っている気もするんですけどね。

○望月盛土対策課長

ただ、あの時招聘された参考人が、④区域のところ、D工区のところ土砂が流出した話をしている。そのところに土砂災害警戒区域がかかっているという話も当然してあったと思うんだよね。私もずっとD工区の話だろうかなあと考えていたんだけど、①区域のところを議論してもしょうがないんじゃないかとふと思ったんだよね。後の話なので。ソフト的な話だから。なんかよく分からないと思いながら。

○杉本砂防課長

だから、一番最初に言ったように、これは被害を受けるエリアのところの法律であり、源頭部の開発行為を規制する法律ではないということは、大前提で、まずその趣旨を理解いただきたいということがよくある中で、特別委員会でも、どうもそこに誤解があるかもしれないと感じるところもあったし、あと、公文書の中に、熱海土木事務所も、何か土砂災害防止法で指定すれば防げたのではというような記載が一文があるんですよ。

その人は(熱海土木の)都市計画課の方なんですけど、その人も、法の趣旨を理解していないということもあったのではないかなと思うので、だから、そこをちゃんと説明しておかないといけなくなっているのが、この法律についてはあると思っています。

そういう中で今、とりあえず、その①区域を今回は対象に整理して、時間かかったっていうのは、そういう面であったので。

○内藤総務局長

ここは、また意見交換していくということで、次に進みたいと思います。それでは、次、森林法ですね。大川井課長お願いします。

○大川井森林保全課長

結構、量が多いので、それでは、19 ページからです。

④区域ですけれども、C、D、E工区とありまして、D工区について、ここでは検証します。D工区は、①区域から直線距離で約 200m離れておりまして、逢初川流域ではなく、鳴沢川の上流に位置しております。

ここ「I社は」と書いてあるんですが、この会議の中では。

○清水総務局参事

本名で。

○大川井森林保全課長

そしたら先に 2 ページ、その次のページを見ていただいて、そこに関係者一覧があつて、C 者は■■■■、D 社は■■■■、I 社は■■■■、Q 社は、その■■■■が社名変更した■■■■という会社になります。

1 ページ、最初に戻っていただいて、■■■■は、2006 年 4 月 C 工区において市からの都計法の許可を受けて、宅地造成に着手しております。2006 年の 10 月、D 工区、E 工区に拡大する変更許可を市から受けております。

その際、D 工区には 5 条森林が含まれていたんですけれども、市にはその認識がなく、■■■■は森林法に基づく林地開発許可の申請をせずに、無許可で林地開発を行っておりました。

2008 年 4 月に東部農林が林地開発許可違反を確認して、工事中止と復旧をさせております。

その後、新たに林地開発許可の申請を受けて、2008 年 7 月に林地開発の許可をしているという場所です。

ちなみに、熱海の災害後、D 工区に降った雨が C、E 工区を通って、源頭部の方にも流れていたという話がありましたが、そこについては、計画上は C、E 工区の東側を迂回して、⑤区域の宅地造成の北側の道路側溝に接続する計画でありました。この排水計画については完成していないんですけれども、集水する計画であった箇所が低くなっておりまして、現在、D 工区内の雨水はそこに集まり、C、D 工区側への表流水の流れは見られません。これは、(令和 5 年)6 月 2 日に現地に豪雨があったときに、現場を見に行き確認しております。

その下に土地改変の経緯ということで、大きく四つの期間にわかれるのではということで区切っております。①番が無許可開発が発覚し、復旧指導したところ。②番が林地開発許可をしたところから、造成工事が中断するところまで。その次のページにいて、③番は造成工事の中断期間で、④番が地位承継、■■■■から■■■■に地位承継したときの事業再開の時期ということで、4 つに区切っております。時系列を説明する前に、林地開発許可制度はどんな制度かということを中心に説明いたします。それが 2 番です。

林地開発許可制度は、公益的機能を有する森林を無秩序な開発から守り、森林の適切な利用を図ることを目的としております。

地域森林計画の対象となる民有林、よく 5 条森林という森林法第 5 条に定められた森林において、土地の形質変更面積が 1 ヘクタールを超える開発を行う場合は、知事又は権限移譲市長の許可を受けなければならないということになっています。熱海市は権限移譲市ではないので、知事の許可権限になっております。

知事は、事業者の開発計画を審査して災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、これを許可しなければならない

いとなっております。主な審査内容については、その表にまとめています。

これが林地開発許可の概要ですが、その次のページ行っていただいて、21 ページの3 番目の一つ上のところですが、もし無許可開発及び許可条件に違反した開発があった場合どうするかというところですが、事業者に対して、事業の中止、復旧を指導、命令するということになっています。それでは、時系列で説明していきます。

まず、2008 年 4 月 10 日、県東部農林事務所が違反を見つけて、現地調査しているところから始まっています。その後、隣に括弧書きでD82 とか書いてありますけれども、これは県のホームページで公表されている公文書番号が書かれておりますので、確認していただけたらと思います。発見したときは、森林区域と思われる箇所において既に伐採が完了し、造成工事がかなり進んでいるということを確認しています。

2008 年 4 月 15 日、市から東部農林事務所に対して、「今回の箇所について森林区域に該当するとは思わなかった。改めて確認したところ、明らかに森林を超えて開発していることを確認した。」旨の説明がされています。

その次の日、4月16日には市が東部農林事務所に対して、市の土地利用承認に関する関係資料を提出し、説明しています。その内容は、「開発事業が中止されると大変困る。」、「この流域は、河川改修されていて、直接放流を認めている。従って、調整池はありません。」と、市の許可の内容を説明しています。ちょっと飛ばしまして、22 ページ、2008 年 4 月 22 日のところですが、その前の 4 月 21 日を説明しないと話が續かないので、この時に、県の東部農林事務所と県の森林計画室(本庁所管課)が、今後の対応について検討しています。市から説明があった時に、東部農林事務所は、「通常は直ちに行為の中止を指導するけれども、本庁と相談しながら判断します」と言っていて、そこで、本庁と相談しています。現状の上から二つボツ目のところですが、「現状のまま中止し、放置されると防災上の懸念が増大する。」一番下のボツですが、「工事の中止は求めないが、工事が完了すると、所有権が移転する可能性があるので、速やかに許可申請をするよう指導する。」というようなことを話していたのですが、22 ページの方にいっていただいて、2008 年 4 月 21 日、県庁から、東部農林事務所へ指示があって、「工事の中止を求めないとしていたが、事業者が5条森林を転用している事実を知らせて、工事を中止させること。」と、やはり違反なのでしっかりやりなさいという話をここでしています。

2008 年の 4 月 30 日ですが、市が県の東部農林事務所に対して、顛末書を出しています。内容としては、「当初申請区域C工区については、森林区域に該当していなかった。変更申請が出され、D、E工区に拡大した際に、森林法担当課による森林区域の確認が適切に行われなかったと思われる。」ということで、森林であるということを確認しないで、(開発区域が)広がっていったと説明しています。

それから、2008 年の 5 月 1 日に東部農林事務所が[]に対して、森林法第 10 条の 2 違反による文書指導をしています。違反行為を中止すること、土地の形質変更面積を実測して提出しなさいと。それから、復旧計画書を提出しなさいという文書を出しています。

その次、同じ日ですが、東部農林事務所に対し、[]が今後の対応につい

て協議しています。「災害防止のために、都市計画法の許可を得ている防災施設を早急に仕上げなさい。」それから、「復旧工事は5月中に完了するように進めなさい。」それから、「6月の森林審議会に間に合うようにすること。」それから、「都市計画法の許可を得ている図面を活用して林地開発許可の申請に当たってはその図面と矛盾がないようにしなさい。」ということ申し合わせております。

5月8日になりますと、東部農林事務所と市が■■■■に指導していきまして、県の方は、「都市計画法、宅地造成等規制法の申請時の図面と現状が異なっている。変更後の図面が、両法律の許可が得られる内容でないと林地開発の許可を出せない。」ということ指導しております。市の方は、そこで何を言ったかということ、「法面が計画通りに設計されていない。法面の最終形状を示す断面図を出すよう何度もお願いしている。」ということを行っています。

それから、そこでの今後の対応のところですけども、林地開発許可が6月の森林審議会に間に合わない場合ということが書いてあって、■■■■は既に契約済みの区画、要は開発したところはまだ売ってしまっているんで、9月の森林審議会まで待てません。なので、6月の森林審議会に間に合わせたいというような意図がここで伺えます。それから、2008年5月20日、県と市が今後の対応について検討していきまして、「市は■■■■が新たに作成した土地利用計画図等について、土地造成等規制法の基準を満たしていることを確認している。」それから、5月23日には、■■■■が復旧計画書を県の東部農林事務所に提出していきまして、復旧内容としては種子吹付け、それから緑化工、植栽、松の植栽などやっています。5月30日には、復旧工事の完了を東部農林が確認しています。ここまでの論点としては、「林地開発許可違反の発覚後の初動は適切だったか」ということ、それから「復旧として種子吹付けと植栽などで、改変した土地の原形復旧を行わせていないのは適切だったか」ということが論点になるのではということここで記載してございます。で、同じ日に、■■■■は県東部農林事務所に、林地開発許可申請書を提出しております。

次のページにいただいて、2008年の8月1日になりますと、■■■■が林地開発防災工事の完了届を提出してきます。8月5日に東部農林が確認をしまして、沈砂地の寸法不足のために是正を指示しています。10月15日になりますと、■■■■が、その是正が終わったということで、完了届を出しています。その後、10月20日に、東部農林事務所が市に防災工事完了したので、立会いを一緒にしてくださいと依頼してるんですが、市からは、■■■■の経営状況が悪化して現場が止まっていると、立会いを求めるのは困難な状況であるといった情報提供がここでされています。

同じ日なんですが、■■■■は東部農林事務所に、林地開発の変更届を出しています。これは工期が切れてしまうので(工期を)1年間延長するという届出をしています。

それから、2008年12月5日、東部農林と市が、今後対応について打ち合わせしております。「■■■■の経営が急激に悪化してる。このまま工事が停止すると、防災上非常に危険である。仮設沈砂池を早急に整備させ。」と書いてあるんですが、この段階では、まだ是正させた仮設沈砂池を確認できていない状況、立会いができていない状況ですので、防災工事を完了させる必要があるというようなことを打ち合わせしています。

それから、2008年12月24日、一番下のポツところですが、「仮設沈砂池も、ほぼ当初計画箇所に容量を満足する規模の沈砂池形上、素掘りがある。」というようなことで、県と市が、現地を確認しております。それから、2009年の1月28日、東部農林事務所が、■■■■の代理人に対して、防災工事の進捗状況を確認したりしていますが、「資金繰りが思わしくなくて、作業の手が確保できていない。着手は2月中旬以降になる。」というようなことを言ったそうです。

それから、2009年、25ページに行きますと、東部農林事務所がまた現場を確認してらるんですが、横断排水溝が完成されているなど、若干の工事の進捗が見られていたというような状況です。6月24日に、東部農林がまた現地確認したときは、入口付近の切土法面にブロック積みを施工している。植栽した松の活着状況は良好、あと、法面緑化はあまり良くないというような内容の報告になります。それから10月23日ですけれども、■■■■の延長した工期の期限という状況になっています。

ここまでの論点としては、■■■■の経営状況悪化により、工事の進捗に遅れが顕在化する中で、最低限の安全を確保するための指導は適切だったのかということに記載してあります。2010年の7月22日、■■■■の林地開発許可地で、■■■■が残土搬入しているという情報があって、市と東部農林事務所が現地調査を実施しています。

復命書によると、現場を見たところ、「計画より低い地盤高を、計画まで上げるための土砂搬入であって、目的外の工事とはいえない。■■■■は、■■■■の工事施工者として申請されているので、■■■■の指示であれば問題ない。」というようなことになっています。

26ページに行ってください、2011年3月4日、■■■■が、申請時の所在場所になくて、電話もつながらないという状況になっていて、東部農林事務所と県庁の森林計画課が現地を調査しております。掘削途中の切土法面が放置されている状況だったということです。

それから、沈砂池が設置されているけれども、位置が不適切で土砂が流入していかないような状況になった。

それから、過伐採。範囲を超えて、伐採したりとか土砂の流出というのは見られないという内容の復命になっております。

2011年の3月17日には、東部農林事務所が■■■■に対して、配達証明で文書指導を行っています。

ただ、この時は、指導に従わない場合又は到達しない場合は中止命令を行う予定、法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されるため、命令を行っておくことが違法行為への抑止効果を持つというような記録があります。その後、3月25日に、東部農林が■■■■に対して、許可条件違反については是正措置を取るよう通知文書を出しています。

文書指導の内容としては、「下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置して、防災工事の完了確認を受けなさい。掘削法面の勾配を是正して、早期緑化を図ること。盛土材料の木片等の異物を除去すること。」この三つを文書にして出しているのですが、これ

については後日、宛先不明で返送されてきています。この論点としては、「指導文書が返送された後、中止命令を発出しなかったのは適切だったのか」ということです。

それから、2012年4月5日、東部農林事務所が現地を確認しています。工事の進捗はない、それから、切土面、盛土面からの土砂流出の形跡はない。徐々に自然緑化が進行している。今後も定期的に現地調査を実施するという内容で復命されています。

この論点としては、「長期にわたり事業が中断している中で、懸案事項として、担当者の引継ぎは適切だったのか」ということを記載しています。

その後、2014年の4月16日に、■■■■が解散しています。それから、2020年の1月10日、■■■■が地位承継しております。2020年3月17日に■■■■が東部農林事務所に林地開発許可の地位承継届を提出している状況です。

ここまでが時系列の説明になります。

それから、27ページの4番、所管法令に基づく手続き等についての考察ということですけれども、先ほど所々で話していた論点について、ここでまとめています。

まず、1段落目、2008年4月、林地開発許可違反を確認して、都市計画法及び宅造法の許可地であったことから、権限を持つ市に経緯を確認するとともに、■■■■に対して森林法に基づき開発行為の中止、土地の形質変更面積の実測及び提出、復旧計画書の提出を指導した県の対応は適切なものでありました。

2段落目については、■■■■が作成した、復旧計画の法面の種子吹付けとか、平坦部への植栽には、土地の原形復旧が含まれていなかったんですけれども、これについては原型復旧しないことに合理性がある場合は、同様の指導を行っております。D工区については、都市計画法の許可に基づいて開発しております。また、林地開発許可違反を確認した時点で、造成工事がかなり進行していたことから、原形復旧のため再び土砂を移動すると、逆に土砂が流出するおそれがあることなどを踏まえ、原型復旧しなかったことには合理性があったと考えます。

3段落目ですが、2008年10月頃、■■■■の経営が悪化したという情報を入手したんですけれども、市と連携して指導を行って、結果として排水施設を全て完成させることができませんでしたが、横断排水溝の完成など一定の効果はあったと思われます。

それから、4段落目ですが、2011年3月4日、現地確認で現状での過伐採や土砂の流出は見られないという記録があります。その後、■■■■と連絡が取れなくなったり、指導文書があて所に尋ねあたりませんと郵便局から返送されてきて、その間に時間が経って、土砂の流出も見られないという状況もあったので、中止命令の必要性が薄れてしまったのではないかと思います。その後、2012年4月の現地調査から2019年に地位承継の相談があるまで、現地確認を行った記録はありません。

2012年4月の復命書において、定期的な現地確認の必要性について記載されておりますが、現地では自然緑化が進行していることや、市との情報共有から、現地の開発の動きがなかったことから、組織内で問題意識が低下していったものと思われます。

ここまでが考察になります。

5番です。崩落した源頭部に係る手続・対応等と、当該区域の土地改変行為に係る手続・対応等の比較による考察ですけれども、今年の6月2日、台風2号の影響による梅

雨前線豪雨の時に、現地確認しておりますけれども、D工区からC、E工区への表流水の流れがないことを確認しています。それから、D工区から①区域に土砂が運搬された記録は、少なくとも県が無許可開発を認知し、指導した以降は確認できませんでした。D工区において、土砂の搬入を行った[]は、その後①区域ににおいて土砂の搬入を行っているんですけれども、県のD工区における[]への対応が①区域への土砂搬入につながった事実は認められませんでした。

最後まとめです。D工区の森林法に関わる行政手続きの問題というのは、事業者の経営が悪化し、工事が中断したままとなっているということである。都市計画法等の他法令とも連携して、防災施設の設置を強く求めるべきでありました。

また、工事が中断し、事業者と連絡が取れなくなった際に、現地の状況について、県職員自ら測量を実施するなど、現況把握に努めるべきであったと思います。そこで、林地開発許可の違反对応事例集を作成するとともに、林地開発業務の担当職員への研修を拡充して、最悪の事態を想定した初動全力対応の意識の醸成に取り組んでいるところです。また、農林事務所に開発の面積等を測量するための機器の整備を進めており、開発が中断した場合、職員自ら現況把握できる体制を整えているところです。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、この際確認しておきたいことがありましたら、御発言をお願いします。

よろしいですか。また書面で、その辺、また資料を読んでですね、書面の方でお示しいただければと思います。

私からちょっと一点だけ。よく分からなかったのですが、結局、色々な防災工事とかをやるように指導してきて、全くそれが実行されていなかったってことでいいんですか。

○大川井森林保全課長

全くではないですね。仮設沈砂池と横断排水溝、一部の水路はできているんですけど。

○内藤総務局長

それが写真を見る限りね、ちょっと素人目に見ても、とてもじゃないけどまともと思えないというか、その排水溝というのも、あれで完成しているのかというところが、ちょっと写真では確認できないなという。

○大川井森林保全課長

横断排水溝は写真にもあるとおりで、一応形にはなっていると思いますけれども、ただ、その下の下流まで引っ張る水路が作られていないので、中途半端で終わっているという状況ではあると思います。

○内藤総務局長

横断排水溝までできている。現場に行って確認し、物はあるというのは確認してるんですけども、防災工事が完成してるかっていうと、終わっていない状況ですね。

○大川井森林保全課長

工事をやってる途中で経営が傾いてしまって、工事が中断してしまった。

○内藤総務局長

完了してないってということですね。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

はい、分かりました。ではよろしいですかね。ちょっと時間が。

○清水総務局参事

この会場がいつまで使えるか確認して、例えば、今日の3時以降とかって皆さん御都合はどうですか。

○内藤総務局長

3時以降は皆さん大丈夫ですか。分かりました。

それでは、次は土採取等規制条例をお願いします。

○福田土地対策課長

はい、土採取に関しましては、特別委員会の提言の内容が「早期に条例の改正ができなかったのか」というものなので、他法令に比べると作り方がかなり簡単になっていて、2番の時系列のところだけ本来分析すればいいのかなということで作っているのでもこのような形になっております。

ですので、2番のところ、時系列のところだけ見てください。内容としましては、全部、土採取条例の改正とか見直しに関しては全部記載しているものですから、その全てを見る必要はないと思います。

まず一番最初ですが、1975年の10月20日にできあがった条例でございます。条例制定の経緯です。まず、条例制定時、昭和49年頃の話ですけど、砂利採取法とか採石法などの法令が適用されない土の採取行為が増加して、法令による採取、砂利とか碎石の採取数量を上回るという状況がございました。

そういった土の採取が、市街地周辺の里山地域において行われる場合が多く、しかも長期にわたることから災害の発生や環境の破壊を招来する場合が少なくなく、市町村の助役会をはじめとして関係方面から規制が強く要望されたということが、この条例の制定の経緯です。それから1999年3月25日に、罰金の額を10万円から20万円に、

5万円から10万円に、1万円から3万円に引き上げをしております。

裏面36ページに行ってくださいまして、(条例の制定から)時間がかかなり経過するんですが、富士山麓周辺に神奈川とか東京とか千葉とか関東圏から土砂が運ばれるようになってきたということで、1996年7月4日、平成8年6月の県議会に込山先生、現小山町長、から質問がございました。神奈川県から北駿地域、小山とか御殿場とか裾野となりますが、北駿地域への建設残土の搬入を規制するため、土採取条例を見直して指導を強めるべきではないかというような質問があって、それに対して都市住宅部長が、「残土搬入される地域は限定的なので、条例を見直すということよりも、被害を受けている市町が独自条例を制定するという形がいいのではないかと、県としてはそれを積極的に指導していく」という内容の答弁をしております。

これに応える形で、この段階で御殿場市、裾野市、小山町は、既に新しい条例制定の動きをしていたのですが、その条例の施行日は1997年4月1日が予定されておりました。でするので、それに間に合うような形で県の方は1997年3月28日、土採取規制条例の一部改正をしまして、市町の条例と県の条例がバッティングしないように、市町が県条例に比べて強い規制を行う条例を制定・施行した場合、この条例を適用除外とする規定を作りました。それによって、市町の方で県よりも強い条例を施行した場合は、その条例は県の条例の適用を受けない、要するにそれが優先される(市町条例が適用される土の採取等については、県条例の適用が除外される)こととなります。

1997年7月23日、平成9年6月県議会になりますが、同じような質問が富士宮選出の秋鹿先生からございまして、富士山麓への土の不法投棄の拡大のおそれがあるため、県条例を厳格化し、また、市町村全体を県で指導していくことが必要ではないかとの質問がありました。この質問に対して、都市住宅部長が、やはり込山先生への答弁と同じような内容になっておりますが、「地域の課題は地域自らが解決することが望ましいことから、市町村が罰則強化などを内容とする改正、(いわゆる)上乘せ条例の制定を促すように県条例の改正を行っているので、そういった形で対応していく」というような答弁をしております。

その後ですが、神奈川県とか山梨県が(規制を強化した)新たな条例を作っていく動きがあるんですが、1999年10月1日に神奈川県が土砂の適正処理に関する条例を施行してございまして、神奈川県は、事業者・土地所有者に対する規制強化や適切な土砂埋立行為の遂行の確保を目的とした条例を制定・施行しています。内容としては500立法メートル以上の土砂の搬出は知事への届出が必要で、それから2000平方メートル以上の土砂の埋め立て行為は知事の許可が必要という内容になってます。

それで、神奈川県ですと、違反者は2年以下の懲役、100万円以下の罰金という地方自治法の上限ギリギリの規定を制定しています。下から2番目の段になりますけど、2008年1月1日、山梨県が土の規制に関する条例を作っています。山梨県土砂の埋立等の規制に関する条例で、やはり罰則が神奈川県と同じように、違反者は2年以下の懲役、100万以下の罰金という形で制定・施行しています。それからの動きとしましては、2020年の10月21日には全国知事会や関東知事会を通じ、国に対し、土砂等の適正処理に向けた法整備を静岡県の方では要望しています。

それから、本当に直近になるんですが、2021年6月29日、7月3日の直前なんですが、仮称ですが、「静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議」を立ち上げました。これは、県・市町が土砂の不法投棄や不正処理を防止するため連携して対応していきましようということで、県条例のあり方検討をこれから進めていきましようという会議で、その第1回の設置連絡会議を、6月29日にやって、その後引き続きやっていく予定だったんですが、7月3日にあのような災害が起こってしまったということで、そのままになっている状況です。

ですので、これまでのところを見ていただきまして分かる通り、県では条例による規制効果の強化を図り、1997年3月には市町が独自条例を制定すれば、県条例が適用にならないという改正をしている。

それから直近ですが、2021年6月には県・市町を構成員とする連絡会議を設置して、条例のあり方検討に着手していました。このように、条例の規制効果には問題意識を持ち続けていまして、条例改正の必要性も認識し、その検討にも着手したが、改正に至らなかったということで、こういった不幸な災害に結びついてしまったというところが、こちらの取りまとめの結果になります。この辺に資料が色々ついてるのは、お配りしたとおりなので、また読んでいただければと思います。

○内藤総務局長

ありがとうございました。今の時点で確認しておきたいことがありましたら、御発言お願いします。

○杉本砂防課長

1点なんですけど、時系列のところの一番最初の制定時のところなんですけど、市町村への委任というのが、面積1ヘクタール未満については市町村へ委任っていうことが書かれてるんですけど、制定以降、これについての変更はないっていうことでいいんですよね。

○福田土地対策課長

この時の委任については、権限移譲とかではなくて。なので、この段階では、面積1ヘクタール未満について全市町村に委任をしていました。

○清水総務局参事

この委任というのは、権限移譲っていうか、(現在は)事務処理の特例条例で移譲する形になっているんですけど、(当時は)まだ、地方分権一括法で自治法が改正される前で、その時に委任制度っていうのが法律上あって、もう有無を言わず、市町にやってもらえるとか、やらせるというような、そういう制度があったので、それに基づいての委任ということだと思います。

○望月盛土対策課長

仮に、今 1 ヘクタールを超えた時には、誰が指導する権限があるんですか。

○福田土地対策課長

今は、土木事務所ですかね。

○望月盛土対策課長

市は関係ないんですか。

○福田土地対策課長

市からは(権限を)もう全部引上げていますが、今の質問は、土採取条例の話ではなくて、この当時ですか。

○望月盛土対策課長

(土石流災害の)発生直後の、前か。

○福田土地対策課長

昔の土採取条例ですよ。1 ヘクタール超えると土木事務所(の指導権限でした)。

○望月盛土対策課長

市は一切関係ないんですか。

○福田土地対策課長

関係ない。届出はもちろん経由はしますけど。

○望月盛土対策課長

市は一切関係ないんですか。

○福田土地対策課長

というやり方でしたね。

○望月盛土対策課長

元々(市が)指導をしていて、1ha 超えたときに当然県も指導するけど、市が指導する権限が何もないんですか。

○福田土地対策課長

もちろんね行政指導という言葉を使えばできるんでしょうけど、条例上はそうはなっていないですよ。1ヘクタールで分けているので。

○清水総務局参事

ちょっと(該当する)文書の確認が必要かもしれないですが、土採取等規制条例に関

してではなかったかもしれないですけど、「最初は1ヘクタール未満だったけれどそれがだんだん広がって1ヘクタールを超えたときに(指導は)どうなるのか」という質問に対して、「入り口が市だったんだから、その市にも(指導する)権限がある」とのニュアンスが書いてあるような文書があったような気がするので、そこは確認が必要かと。

○内藤総務局長

じゃあ、そこは確認ということにします。

○大川井森林保全課長

今のにちょっと関連した話で、源頭部のところは、森林法で2007年から2008年に1ヘクタールを超える違反をしたということで是正指導しています。

森林法上は1ヘクタールを超えたということで違反指導をしてるんだけど、土採取等規制条例上は何か検証に入ってくるところはないのかと思ってんですが。

○福田土地対策課長

熱海市が届け出を受理している段階の話ですよ。

○大川井森林保全課長

そう。その時はまだ移譲されて……。

○福田土地対策課長

移譲していて、面積が適用除外になるのか、ならないのかという問題がありましたが、市への届け出の話ですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね。でも、違反した時というのは、県は登場してこないんでしょうか。

○福田土地対策課長

県は違反すれば、当然一緒に当たりますけど。ただ、今言ったように権限移譲しているので、基本的に熱海市が中心になります。

○内藤総務局長

それはもうその時点で超えても……。

○福田土地対策課長

超えてない。超えてないという判断でやってたんです。

○大川井森林保全課長

森林法違反の指導と土採取等規制条例の指導って、あまりリンクしてないんですね、きっと、この時って。

○杉本砂防課長
面積のね。

○望月盛土対策課長

1ヘクタールを超えると森林法適応で、その場合に、1ヘクタール超えてた場合、どうい
う指導ができるんですか。

○大川井森林保全課長

1ヘクタールを超えて違反したら、林地開発許可違反で、原形復旧させるか、それ
か原形復旧させることによって、より状態が悪くなると考えられるときは、林地開発の審
査基準に基づいて、何か構造物入れるとか、そういう是正をさせることになる。

○望月盛土対策課長

じゃあ全部撤去しろっていう指導はできると。

○大川井森林保全課長

1ヘクタールを超えたときに、盛土が結構たくさんあって、どかさなきやまずいって
判断されるような状態であれば、(そのような)指導ができる。

○福田土地対策課長

都市計画法もそうだけど、本来は原形復旧ですもんね、大体、法律の建付けは。

○杉本砂防課長

無許可であればという今の話は、1ヘクタールという考え方が、何かちょっと整合して
いない。

○内藤総務局長

よろしいでしょうか。ではここで休憩したいと思います。再開は午後3時からというこ
とで。

○内藤総務局長

それでは協議を再開します。会議時間はちょっと延長したいと思います。それでは次
に、都市計画法の関係のお話をお願いします。

○福田土地対策課長

お手元の資料の所管法令についての事実関係の整理は29ページをお開きください。
それからこの中で公文書をあたっていきますので、こちらからお配りしたこの別冊の資
料こちらもお手元に御用意いただければと思います。

まず、土地改変行為の区域ですが、特別委員会の提言の中で無許可開発とされていますので、源頭部北側の④区域ということになります。

そして開発事業者ですが、こちらに■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■■■■■■と書いてありますが、途中から代表取締役が変わっております。

それから、この後の内容ですが、ほとんどが公文書の方から抜粋して作ってございますので、そのつもりで聞いてください。

まず最初に、土地改変行為の内容です。こちらはD001からの抜粋になります。事業者は都市計画法29条1項に違反し、開発許可を受けないまま開発行為を行ったということで、そこに書かれている内容なんですが、現地から出た巨石を並べ道を造り、芝生広場、(ペンションの)建築予定地の造成を行ったということ、それから入口付近に、モニメントや「ペットと泊まれる森のホテル・ペンション建築予定地」との看板を設置したということです。

また、別の文書には、地目変更登記で宅地に変えているということも出てきますが、D001には記載されていなかったもので、ここには書いていません。

そしてここが問題なんですが、無許可・無届けであるため、どこからどこまでが開発区域だったのか、それから開発区域の面積が何平方メートルだったのかということ、この段階では不明です。

所管法令上の手続きとして必要だったのは、都市計画法29条1項に規定する開発行為の許可でした。あと、森林法と廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)が関係してくると思います。先ほど言いました通り、無許可・無届けということがありまして、土地改変行為がされた期間については、正確には不明です。

まず着手の時期ですが、2003年2月6日の現地視察というのがD001に載っております。ですので、(無許可・無届けによる開発を)確知したのが2月6日なんですが、その時点ではもうかなり造成工事が進んでおりましたので、かなり前から進められていたんだろうということが分かります。初めて違法開発行為を確認したのが2003年2月6日ということになりまして、当然無許可開発のものでありますから、その後行政処分ということになりまして、工事停止になります。

2003年2月21日付けで措置命令が発出されて、そこから工事停止に入り、それと併せて承認を受けた上での防災措置の施行を命じられております。この防災工事については、承認が2003年の9月5日、そして2005年の6月14日に完了届を受理しているという状況です。

都市計画法上の制度の概要になりますが、目的としましては、(イ)の対象の方を先に見てもらいたいんですが、熱海市の都市計画区分がどうなってるかというと、2段目にあります非線引き都市計画区域に区分されます。

ですので、区画形質の変更面積が3000平方メートル以上ということで、ここに該当してきます。

都市計画法の目的って何点かあるのですが、そのうちの一つに市街化区域や市街化調整区域という区域区分の目的を達するという目的があるんですが、熱海市は、非線引きの都市計画区域なので、その辺は、(ア)の目的に書いておりません。

書いたのは、都市計画区域内の開発行為について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保することで、こちらが非線引きでは目的になってくると思います。

先ほど非線引きは3000平方メートル以上と言いましたが、地目変更されていて、地目変更の面積が大体6000平方メートル、正確には5957.97平方メートルが宅地に地目変更されていたということですので、この3000平方メートルを超えた宅地造成が行われていたと判断したと思われま

す。次のページは開発許可手続きの一般的な流れで、こんな流れになります。

列が3列ありますが、先ほど言いました通り(熱海市は)非線引きの都市計画区域ですから、市街化調整区域とかありませんし、変更許可云々というのは関係ないので一番左の列だけになりまして、事前相談から予備審査を経て現地調査、そして許可申請があって、今回の場合ですと、土木事務所だったんですが、土木事務所です許可していくというこんな流れになってきます。一番下の※印の留意事項の3ポチ目を見てもらいたんですが、公共施設の管理、帰属の関係です。(開発行為の)許可申請前までに公共施設管理者の同意等が必要となるので留意することとなっております。

何が言いたいのかと言うと、道路や側溝のような公共施設に関しては、許可申請前に、誰に帰属するのかということをよく調整して、といいましても、法律上は市町に帰属することとなっております。逢初川源頭部周辺区域の土地改変行為においては、D工区、CもEもそうか、森林も加わって、この辺りが問題となっております。

次のページの(3)が、都市計画法違反があった場合の一般的な対応ですが、左側の枠の中になります。普通であれば報告を求めて、立ち入り検査をして、不適切な状況だったという流れになるんですが、今回の場合は無許可開発なので、都市計画法80条の報告要求の該当にはなりません。

ですので、いきなり行政手続法による弁明の機会等を付与して、それで弁明の内容を見てみて、不適切であったらすぐ措置命令という流れになります。ですので、今回非常にスピーディーに進んでるんですが、81条の措置命令に至っております。

ここから時系列の事実関係の整理に入ります。

お手元の別冊資料を御覧いただきたいと思

います。まずD1になります。D1のところ、この日に何を見に行ったかっていうと本当はおそらく⑤区域を見に行ったんだと思

います。ですので現地の状況のところを見ても、上に⑤区域のことが書いてあって、一番下のポチだけが④区域のことになります。「開発許可地の上の土採取場は」というこの一文が④区域を指します。

先ほど申しあげました通り、現場から出た巨石を並べているとか、ペットと泊まれるペンションの看板があるとか、その辺の文言ってのはここからとっています。

今後の対応のところも一番最初のポチ、これは⑤区域ということで、次の二つ目のポチが④区域になります。上部の「土採取場は」ということで、ここにまた2行目なんですが明らかに開発行為であるので、文章は変わってますけど、工事停止等の命令、弁明書の提出を求めるということになっております。

文章としてはそのぐらいで、後ろの方に、当時現地がどんな状況だったのかなんです

が、⑤区域の状況がずっと続いておりまして、途中で看板の画像があって、次のページからです。ここで上の土採取場に赤で波線が引いてあります。

ここからが④区域になります。④区域の状況というのがこんな具合にモニュメントがあったり、巨石で道が作られていたり、確かに明らかに造成行為と言えるような宅盤が形成されていたり、地鎮祭の後のようなものが見えますし、ペンション建設予定地の看板が立っております。

ですので、当然、都市計画法の手続きを経て行政処分というのは当たり前なのかなという状況がここから見てとれます。

それに続きまして 2003 年 2 月 13 日、弁明の機会の付与通知書が出てくると思うんですが、平成 15 年、2003 年 2 月 13 日には弁明の機会の付与の通知を■■■■■に出しております。2 月 6 日に現地視察に行き、2 月 13 日には弁明の機会の付与の通知を出して、次のページに弁明書が出てきます。

弁明書の内容、D9 なんですが、弁明の内容がほとんど説明になっていません。真ん中くらいなんですが、開発許可済の第 1 工区、おそらく⑤区域のことを言っていると思いますが、「第 1 工区の完了検査に向けての工事費捻出のための融資における担保用地の条件として地目を宅地にしたかった」ということ、あと、「ペンション予定地との看板があるために今回行政処分が検討されてるんだろう」と書かれております。

また、「開発行為と取られるような造成は中止し、建築行為は行いません」、「添付する証拠書類はありません」ということで、かなりいい加減な弁明書が提出されています。

次のページにいて D15 になりますが、2 月 21 日付で、熱海土木で措置命令を发出しております。■■■■■に向けて措置命令を出している。措置命令の内容ですが、開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと、また区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を 15 年 3 月 10 日までに土木事務所に提出し、事務所の承認を受け、当該措置をやりなさいということが書かれています。命令の内容はこの 2 点です。また、それに関する熱海市長あて、法務局あての文書がついています。そして、それに続いて、標識の設置の関係で D20 と D23 から D25 を付けています。

D46 まで飛んでいただきまして、先ほど言いました通り防災措置の計画の提出期限は 3 月 10 日でした。3 月 10 日に■■■■■の代表取締役が来て、熱海土木の都市計画課で対応した記録なんですが、ここに来たときに言っていたのはこんな内容で、ここで言っているのは一番最初のページの真ん中あたりになるんですが、熱海土木の担当から「そうですか、正式な防災計画の提出はいつ頃になりますか」って聞いたときに、向こうの答えとして、「あの設計会社に委託してる。設計会社に至急でお願いしているけれども明確に何日に出てくるか分かりません」と、要するにちょっと待ってくださいという内容でした。それで諸々の内容がちょっとありましてその辺はちょっと省きます。次に D64 を御覧ください。この文書では、防災工事の計画書がなかなか出てこないの■■■■■の代表取締役あてに、防災工事計画書を早く提出してくださいという通知を出そうとしていました。ただ、この段階で右上を見てもらうと分かる通り、文書番号も日付も入っていないということで、いつ発送したのかが分からない状況です。

この辺からだんだんと文書(保存の状態)が怪しくなってきます。次が D65 で、防災工

事の承認申請が平成 15 年 7 月 30 日付けで■■■■から出ています。その防災工事の承認の内容というのが、工期としては、着手の予定が平成 15 年 8 月 10 日、工事完了予定が平成 15 年 9 月 25 日となっております。後ろに、添付書類がついているという状況です。

そしてD66 ですが、防災工事の承認です。「(熱海土木から)承認する旨の報告があったので供覧します」ということで、(承認の)日付がここからは分かりません。こちらも上が④区域、下が⑤区域ということで、上を見てもらいたいんですが、これ命令の内容が書いてあるだけなんです、承認に付す条件としていろいろ書かれていまして、着手届を提出することとか、土木の検査を受けることとか、そういったことが書かれて完了届を出すこととかが書かれています。

そしてD67 ですね。こちらが、9 月 5 日の防災工事(の承認)、これ(D66)と同じです。これが防災工事の承認までのところになりまして、ここから文書がかなり飛んでいきます。

次がD81 まで飛んでいまして、防災工事云々の文書ではないのですが、何が読み取れるかという1枚めくってもらって「熱海市伊豆山■■■■関連時系列」というのがありまして、上が宅地造成法、下が都市計画法になっています。この都市計画法のところから類推するしかなかったという状況です。

大分下の方に行くんですが、防災工事の承認が 15 年 9 月 5 日。これは今確認しました。防災工事の完了届受理が 17 年 6 月 14 日にありまして、無許可造成地の命令解除を 17 年 6 月 20 日にしています。④と⑤が入り交じっているので、正確にこれが④ですとなかなか言いにくいんですが、前後関係から類推すると、この9月5日、6月14日、6月20日は④区域に含まれると思います。

ここまでいきますと、実は公文書でしっかり確認できるのでここまで、本来であればここで防災工事の完了届としてどんなものが出てきていて、完了検査をしてというようなものが本来必要なんですが、その辺りが保管されている公文書上見つかりません。

で、熱海市にもないという状況だったので、今ここに付けてあるのはこんな具合になります。

一覧表の方を見ていただくと、その下に開発許可権限の移譲とか書いてありますが、この辺のことは熱海市の保有公文書とか、推定みたいな形で書かれているものです。

今、申し上げた中で、ちょっと論点としていくつかあるのかなってところがあります。まず最初に論点の1として、私の方で考えましたのが、無許可開発の着手の把握で、2003年2月6日の現地視察で初めて確認していますが、確認した時点で無許可開発はかなり進んでおり、先ほど写真見ていただきましたが、もうかなりの状況だったということが分かります。着手をより早く把握することができたのではないかというのが一つ。何でできなかったのか、もっと早くできたんじゃないのかということが、一点になります。

それから2点目の論点としては、先ほどから私が言っていました通りで、防災工事の承認後に公文書が全く不存在になっています。途中までそれこそ行政処分の措置命令の辺りまで毎日公文書が存在するんですが、途中から、防災工事の計画書でちょっと飛んで、防災工事の計画書が出てきて、承認されて、段々と書類が飛んでいくような状況

になります。特に 2004 年辺りは、丸1年文書がないような年があります。

一覧表を見てもらうと分かるんですが、2005 年 6 月 14 日、これは別件公文書からの推定になります。このように文書が全く失われているという状況です。■■■■の関係だったので熱海市に引き継いだのではと思い熱海市に聞いたんですが、■■■■に関しては、熱海市では引き継いでいないと、■■■■に関する文書は引き継いでいるけども■■■■に関しては引き継いでいませんということでした。

それから3点目の論点としては、これは特別委員会の提言にもあったとおりで、開発許可の権限移譲後の技術的助言の内容、こちらにつきましても県保有公文書の中には、一切出てきません。

ですので、こちらにつきましても、先日、熱海市に行ったときに向こうの公文書を見せてもらいながら「(当時)どうでしたか」ということを聴いております。

その結果ですが、当時、熱海土木とのやり取りはなかったということを言っていました。ですので、おそらく熱海市側から熱海土木に対して、助言を求めたというような場面はなかったんだろうと思われまます。

県にしてみれば、2 ポツ目にも書いてありますが、熱海市の自主性・自立性を尊重しながら側面支援を行うという立場ですから、助言の求めがなかった以上、県側に問題はなかったんであろうと思われまます。ただ、そうは言いましても、市の開発許可部局の体制的に弱かった気がするので、体制が整うまでの間、県として積極的に支援すべきではなかったかっていうところを論点 3 として書かせていただいております。

次のページにいていただきまして、ここから文書の問いの内容と私の書いてある内容に若干ずれがあるんですが、4 番、所管法令に基づく手続き等についての考察です。県の対応の妥当性についての考察のところですが、県では、無許可で宅造を行っていたため、2 月 6 日に現地を確認し、21 日には措置命令を行い、開発行為の即時停止、土砂の流出防止措置の実施を命じ、というように非常に迅速な対応をしております。

ですので、ここまでの対応としては妥当であると思われまます。ただその後なのですが、先ほどから申し上げている通り公文書が失われてしまっていて、確認できないものがあるので、防災工事完了届の受理までに時間を要した経緯が、ここだと分からないという状況が一つあります。

それから、崩落した源頭部の盛土の造成に係る手続き・対応等と、当該区域の土地改編行為に係る手続き・対応等の比較考察ですが、①区域で事業者が盛土行為に着手した 2007 年 3 月時点では、県は市に開発許可権限を移譲しておりましたので、④区域に関しては、県はあくまで技術的助言という立場で、①区域の事業者への指導の機会というのはまだなかったのでは、ということを書かせてもらっています。

まとめなんですけど、ちょっと強引にこんなまとめにしているのですが、今現在、特に森林保全課が頑張ってくれているD工区の安全措置の関係、そちらのところでは先ほど公共施設の帰属の話をしたんですが、その公共施設の帰属の中には、どうしても都市計画法の知見が必要になるので、土地対策課もそこに入って熱海市に対して技術的助言をしようとしているところなんです。「6 まとめ」に関しては、質問の内容と答えが一致してないと思うのですが、都市計画法に関しては以上です。

それから、特に今説明しなかったんですが、新聞報道で取り上げられた事項についても検証すると知事がお答えしているので、追加検証対象として33ページに記載しているのと、D27、D55、D64という文書をそれぞれ皆さんにお配りしています。特にここから何を検証するかというところはまだはっきりとしないんですが、資料としてそのままつけている状況です。以上になります。

○内藤総務局長

本日確認しておきたいことがありましたら、御発言をお願いします。

○望月盛土対策課長

④区域を開発する時って、⑤区域に土を入れるためにですか。

○福田土地対策課長

そうです。

○望月盛土対策課長

その時土採取条例って取っていなかったんですか。

○福田土地対策課長

今言わなかったんですが、土採取等規制条例による届出は出したんだけど、補正を命じられたのか、それとも受理されていないのか、文書よって記載が違って、はっきり分からない。熱海土木に聞いたんですけど、土木は知らないし、熱海市にはまだ聞いてまいせん。

○望月盛土対策課長

その時にはもう上の④区域は開発されていたんですよ。

○福田土地対策課長

本来、土採取条例による届出が必要だったと思います。あまり言いたくはないのですが、そこは無許可だったんです。その時は、最終的には、都市計画法違反という整理になったけれども、そこに至るまでの間は、是正措置というか防災措置ですよ、土砂が崩れないように、本当は土採取等規制条例で指導するべき(と思います)。

○望月盛土対策課長

どこのですか。

○福田土地対策課長

④区域のC工区。当時はC工区には手がついていたので、その土砂の流出を防止するようなそういう土砂を安定させるようにというふうな。

○望月盛土対策課長

でも図面関係一切入っていないんですよ。どこのこと言っているのか分からないし。

○望月盛土対策課長

当然措置命令出しているということはそれなりに細かなものをもって、知事に決裁取っているはずだから、資料がどこかにあるはずだと思うんだけど。

○福田土地対策課長

いや、おそらくそれも廃棄されていると思います。

○望月盛土対策課長

だけどこれが論点になりそうですよね。

○福田土地対策課長

ちょっとね厳しいです。そこは。

○内藤総務局長

そうなんですよ、本当はそこが一番見たいんですよ。

○福田土地対策課長

(防災工事の)完了に至るまでのやりとりがあったはずなので。

○内藤総務局長

だから、かなり紆余曲折があったんだと思うんですよ。その間。

○福田土地対策課長

ええ、だいぶ遅れている。

○内藤総務局長

実際、(防災工事を)承認したのが9月で、完了したのが結局更に2年ぐらいたってからなので。

○福田土地対策課長

だから、かなり紆余曲折があったんだと思うんですよ。その間。

○内藤総務局長

その経緯がもう全く分からないと。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

この当時の土地対策室の担当の方に聞いてももう全然分からないんですか。

○福田土地対策課長

この方でも分からないですよ。

○内藤総務局長

当時の土地対策室の担当がこの方だとしたら、覚えているかも知れない。

○杉本砂防課長

覚えてるね。

○福田土地対策課長

よく覚えている人ですが。今でもメールくださいますよこの件でよく。こうだったって。

○清水総務局参事

場合によっては覚えてらっしゃるかも。

○福田土地対策課長

でも本当であれば確認するのであれば当時熱海土木にいたメンバーですよ。

○内藤総務局長

その辺もこの場で話ができればと思っているんです。

○清水総務局参事

ちなみに今これについてD1からD81までの文書って、熱海土木にあったものなんですか。それとも土地対策課で持っているものですか。

○福田土地対策課長

熱海土木にあったものもありますし、土地対策課で持っているものもあります。

○清水総務局参事

両方あるんですね。

ちなみにこの防災工事承認申請書は、熱海土木にあったものですか。

○福田土地対策課長

熱海土木ですね。これはそっちで持っているはずですよ。

○杉本砂防課長

細かい話になってしまったらすいません。次回でいいんですが、そもそものこの開発行為については、2003年の2月6日に初めて把握したということですよね。この情報（無許可開発がされているという情報）というのはどこから入ったんですか。

○福田土地対策課長

それも分からないんです。私も知りたいことの一つなんです。おそらく先ほども言った通り⑤区域を見に行っただろうと思っていて、特に④区域でこういうことがされているという通報があったわけではなくて。

○杉本砂防課長

それが先ほどの復命(D001)のこの写真ですか。

○福田土地対策課長

⑤区域が中心で書いてある。

○杉本砂防課長

そういうことか。これか。

○福田土地対策課長

ええ。もしかすると④区域のことも薄々は分かっていたとは思いますが、一番最初の契機は誰かに聞いてみたいと思います。どうして行ったのかと。

○内藤総務局長

そうですね。こういうことを聞いていただいて、分からないところを明らかにしていきたいので。まあでも20年前か。

○福田土地対策課長

この前も例の新聞報道された土砂崩れの関係で、当時の熱海土木の担当の方に聞いたばかりで、これから何回も電話で聴くと言っておきました。

○内藤総務局長

その方は覚えてらっしゃるんですか。

○福田土地対策課長

覚えてます。確かに私は現場に行ったと言っていました。

○内藤総務局長

その他はよろしいですか。また、確認を要する事項の方に記載していただければと思います。それはここで一旦休憩したいと思います。

○内藤総務局長

それでは協議を再開します。次に、廃棄物処理法について、片山課長お願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

それでは廃棄物処理法について説明させていただきます。

特別委員会からは、源頭部の北西側区域(⑥区域)における廃棄物の処理状況について、県の指導が適切に行われていたのかを確認する必要があるという内容を提言をいただいておりますので、そこを対象に検証するということで行っているところでございます。

1番に書いてあるとおり、検証の対象である源頭部北西側区域、図面でいうと⑥と表示がされているところに廃棄物があるという状況でございます。

2009年の2月頃から熱海市内においてですね、A社、名前はいいですか。

○清水総務局参事

名前はいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは[]の関連会社の建物解体で生じたがれき類の一部が、(逢初川源頭部から)離れたところにある解体現場離に放置され、また(がれき類の)一部が、解体工事を行った当時、[]の造成地だった熱海市伊豆山の当該地(⑥区域)に運搬され、放置されたというような状況です。

現在は、ここ(⑥区域)に埋められた状態にあるということです。

2番のところで、⑥区域に関連する廃棄物処理法の概要ですけれども、まず一つ目ですが、法第1条に廃棄物処理法の目的がありまして、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、再生処分等の処理をして、並びに生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることということです。あくまでも廃棄物の処理によって生活環境の保全だとか、公衆衛生の向上を図ることが目的で、災害防止とか、土砂の防止という観点での目的ではないということが、他法令との大きな違いです。

それから、産業廃棄物の排出事業者とは、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、とされております。

また、産業廃棄物の運搬や処分を委託した排出事業者は、マニフェスト制度により、適正に最終処分されたことを確認しなければならないという制度になっております。それから、委託基準やマニフェストに関する義務に違反し、産業廃棄物の不適正処理があった場合は、行為者のみならず、排出事業者も行政処分、措置命令の対象になる法体系になっております。

それから、平成17年に環境省が、行政処分の指針というものを出してありまして、こうしたものに基づいて行政処分、指導を行っています。この指針は、地方自治法により環境省の技術的助言ですけれども、こうしたものと照らして、今回の行政指導が適切に

行われていたかということ、整理していくことを考えております。

3番のところですが、この区域における事実関係の整理ということで、別添のA3の資料で時系列をまとめています。

この時系列の資料に行く前に、3番の囲みと次のページに概要をちょっとまとめてあるので、簡単に説明をしたいと思います。

2009年の2月頃から、熱海市の日金町におけるのA社関連の建物解体で生じたがれき類の一部が解体現場に放置され、また一部は解体工事を行った当時、同社の造成地だった熱海市伊豆山(⑥区域)に運搬し当該地に放置されました。

それから、2009年から2011年にかけて、A社関連の関係者、D社等から聞き取りを行い、D社等ががれき類の撤去を繰り返し指導したけれども改善がありませんでした。

県は、がれき類の排出者を特定すべく、関係者に対し法8条に基づく報告の徴収を実施しましたが、新たな事実の確認はできず、当時A社が当該廃棄物の排出者であることを特定できませんでした。

それから、2011年2月になると、A社はこの土地に廃棄物を残したまま、熱海市伊豆山の土地一帯を建設会社社長であるC者個人に売却したことにより、所有者が変わっています。

C者によると、土地を購入した当初、購入した土地に積み置かれたがれき類があり、この撤去をA社に要請したと。また、県に対しても、A社に対する撤去指導を求めたということがありますが、A社がこの要請に応じ、がれき類を撤去することはなかったということです。

2017年の7月に立ち入り検査で現地を確認した際、C者が「現地に積み置かれたがれき類については、従業員に指示して埋めた」ということを供述しました。県は埋められたがれき類を掘り起こし、適正に処理するよう指導をしたもので、以後、C者への指導を継続しているという状況です。

次のページ4番ですが、ここにつきましても事実関係の整理ということで、3番と囲みとほぼ同様なことを書いています。4番は3番の続きということで整理する形かと思えますので、ここは後ほど直したいと思います。

そうすると5番が4番となって、他の法令のまとめ方と釣り合ってくるので、ここは直したいと思います。

引き続き概要になりますが、1ポツ目で、業務許可のないA社は、自社の造成地と称して、この源頭部北西側の区域に、2009年5月頃までにがれき類、量的には1439.2立法メートル、これは簡単な測量になりますけれども、山積みにして放置してあったということです。

それから、先ほどの続きになりますが、県は当該廃棄物の排出者を特定するため、関係者に再三18条報告を求めるとともに、指導を繰り返したけれども、撤去は進まなかったという状況があります。

それから、源頭部北西側区域を含む一帯の土地がC者に売却されました。C者は、(⑥区域に放置された)がれき類を自ら撤去すると誓約したにも関わらず、当該がれき類を(⑥区域の)土中に埋め立て、整地したという事実があります。

その後、C者による新たな行為は認められなかったということで、県は残置されていた産廃を埋め立てたC者に対し、埋め立てた廃棄物を掘り出して、適正に処理するよう撤去指導を継続してきました。また、県は源頭部北西側区域に搬入される廃棄物が増えていないかとの視点で、定期的に監視を継続してきたところです。

この事実関係を整理したA3の資料を見ていただければと思います。この資料の見方ですが、表の左側に検証を求められている⑥区域における行政対応の事実関係を時系列で示しています。

それから、①区域で確認されたで木くず混じりの土砂について、⑥区域に移動された状況がありますので、その関連で①区域、源頭部における事実関係についても時系列で整理しています。

先ほど説明したところ以外で説明が必要と思われるところについて、少し説明を加えさせていただきます。

まず、源頭部についてですけれども、2010年に木くずが混じった土砂が搬入されたという状況が確認されています。

それから、2010年10月7日にも廃棄物混じりの土砂がダンプから降ろされたという事実がありまして、(公文書上の)廃棄物に関する記述というのはこの2点があったということです。

2010年の11月19日ですが、F社という会社が、木くずの混じりの土砂を⑥区域に移動したという事実があります。ここが①区域(源頭部)と⑥区域に関係する行為となります。

それから、四角で囲んだところですが、2011年の2月には、土地所有者が変わった事実があります。2月25日というのは、土地登記を確認した日になります。

それから、他機関との連携にもなってくることですけれども、左下のところですが、2014年の8月1日に東部健康福祉センターをD社のO氏が訪れて、伊豆山の現場の危険性を指摘しています。それから、7月30日には県庁の砂防課担当へも電話をしたというようなことを申し立てたということがあります。

それから2015年の4月16日ですけれども、報道関係の記者が東部健康福祉センターを訪ね、D社のO氏が危険性を指摘したのに動きがなかった、なぜ動かないんだということで、同センターを訪問したことがあります。

それから、その下の2016年の2月15日には、同センターにD社のO氏から「いつ崩落するのか分からない」という趣旨の電話があったということです。

その後ですが、東部健康福祉センターでは、2016年の4月19日から2019年の12月1日まで、不定期ですけれども、現地を35回確認して、新たな廃棄物が搬入されていないかとの監視行動をしてきましたが、特に変化はなかったということです。

それから、2019年の12月20日から2021年の6月30日まで、現地を14回確認したということで、記録文書があるものにつきましては、くの字の括弧でAの何番という形で公文書があります。

それから、今度は源頭部の北西側区域、表の左側の部分ですが、一番上の2009年2月5日には、山積みになっている状況をまず確認したということです。

それから、土地所有者の変更の1つ上の2011年1月21日ですが、ここで県の本庁と東部健康福祉センターが措置命令の発出の可否の検討をするために関係者に法第18条による報告を求めましたが、A社に産業廃棄物の排出事業者責任があるというところを立証をする事実関係は判明しなかったということです。

それから、土地所有者が変わったということで、その後の指導経過等の事実や状況の変化ですけれども、2013年の1月9日に東部健康福祉センターにC者が来て前土地所有者が放置したがれき類を撤去するとの誓約書を提出したということがあります。

それにも関わらず、2013年の4月16日になると、同センターが、立ち入り調査で現地を確認したところ、がれき類の山を一つ残して、周辺が既に整地されているような状況であったことを確認しております。

そうしたことから、2013年の7月19日に、同センターが改めてC者に対し、地中に埋めたがれき類を掘り出して、速やかに撤去作業するようという指導票を交付しているという状況があります。

その後ですが、本人への指導を継続して行ってきたということで、2017年の1月20日には、同センターがC者と直接面談して、埋まっている産廃は必ず処理するということを本人から聴取した上で、指導票の交付を行っています。

それから2018年の1月にも、同センターがC者と直接面談して、来年末ぐらいには撤去できると思うという旨を聴取した上で、指導票の交付を行っています。それから、翌年の3月にも同じようなことをしており、2020年の3月、2020年の6月19日にも、継続して指導しています。

それから、⑥区域についてですが、2020年の8月1日から2021年の2月7日にかけてですけれども、同センター及び民間の委託業者が不定期に現地を監視パトロールしていますが、それによっても廃棄物が増えるという状況はなかったということです。

2021年の4月には、同センターが今度はK者からC者による建設中の建物も工事が一段落したら廃棄物の撤去ができるのではないかという供述も得ていました。

2021年の崩落の前ですが、6月30日に同センターが現地を調査した際には、作業した様子はなかったとの復命書が残っています。

この後ですけれども、A4の資料に戻って、5番になりますけれども、他法令では、4番の所管法令に基づく手続等の考察となりますが、こちらについては、現在当課で内部検証作業を行っているところで、その方向性を考えながらやっているところです。

行政の行動基準として、先ほど説明した環境省の通知や、行政処分の指針があり、この事案に係る対応の経緯については、この指針に照らして当時の行政対応がどうだったかということを検証するという考えでやっています。

それから二つ目のポツですが、庁内検証委員会での行政対応の検証に当たっては、事実関係を時系列で整理した資料等を提出して、(各委員から)意見をいただくことを考えています。この後ですが、7月25日以降の庁内検証委員会での意見を踏まえながら、行政処分の指針と県の行政対応を比較した上で、廃棄物処理法による行政対応の評価などの検証作業を行い、最終的な評価を行うことを考えております。

ちなみにですが、行政処分の指針ですが、「※」印で書いてありますが、行政処分の指

針では、不適正処理を防止するため、迅速かつ適切な行政処分を実施することが可能とされており、その基準等の通知は別紙のとおりとなります。この基準等の通知につきましては、地方自治法の技術的助言となりますが、本県の行政対応の基準として、比較、検証していきたいと考えております。

次ページに行政処分の指針を参考につけさせておりましたが、上の部分が序文として書かれているところなのですが、「しかしながら」というところが2段落目にありますが、一部の自治体によっては、自社処分と称する一部の無許可業者等の悪質な業者による不適正な処分に対し、行政指導をいたずらに繰り返す事案が見受けられるというようことで、この通知の最後の方では、「都道府県におかれては、違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずるような事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するために、適切かつ厳正に行政処分を実施されたい」ということも目的として、通知されているということです。

それから、措置命令は行政処分になりますので、処分の要件として「生活環境保全上の支障」とよく言われるんですが、それがどういうものかっていうことについて、①、②、③ということで、「通常人をして支障を生ずるおそれがあるという状況を生活環境の支障」としたり、③では、「最終処分場以外のところに(廃棄物が)埋め立てられた場合なども当然に対象になる」とこの通知ではされているので、本件の事案はどうだったかということも検証したいと考えております。

廃棄物処理法においては、他法令でいうところの5番で①区域との関係ですとか、6番のまとめのところはまだ書けていないんですが、この後、今説明した作業を行っていけば、この5番、6番を至急まとめて皆さんに見ていただいて、意見をいただけたらと考えております。以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございます。それでは本日中に聞いておきたいことがありましたらお願いします。

○杉本砂防課長

A社とかC者とかについては、もう全て正式な名前が出るということでいいですか。

○清水総務局参事

そうですね。庁内検証委員会の会議の場ではフルオープンということで。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、これまで扱ってきた県の公文書で言うところのA、B、C、Dの関係は、各法令と同じなので、この関係について参考として改めて1枚添付して、分かりやすく修正してまたお見せしたいと考えております。

○清水総務局参事

確認しておきたいことではないんですが、この廃棄物処理法の関係だと特別委員会の提言の中で、「⑥区域の廃棄物への対応が適正だったかどうか」ということに加えて、①の区域に持ち込まれた木くずまじりの土砂について、「土砂に木くずをまぜた行為者を特定するための調査をやっていたのかどうか」とか、「廃棄物を投棄することへの所有者の関与の有無について調査をしたのか」というところも検証が必要というところもあったと思うので、事実関係がどうかという問題はあるかと思いますが、こちらについても考察に入ってくるってということでもいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。こういったことはどうかと聞かれているので、多分答えないわけにはいかないと思いますので。あと実際に対応した記録文書があるかどうか確認した上で、その記録なければならないということで、その状況についての説明は必要と考えております。

○内藤総務局長

A3の縦の2010年11月とかのところ辺りなんですけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

左・右、どちらですか。

○内藤総務局長

左の方です。2010年11月、木くずの移動を行って作業完了したとあるんですが、その下に、現場進入路に敷かれたがれき類等をF社が運び込んだことを認めたため、廃棄物の撤去に関する指導票を交付とありますが、これがその後どうなったかっていうのが。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここについても今確認をしています。具体的には指導票を交付したという事実は、A143の文書で確認できるんですが、実はこれ、次の監視に行った時に、この廃棄物、進入路に引かれたがれき類がもうなかったということがあって、その対応がどうだったかっていうことになるので、単純に不明だったのか、何かできることがあったのかとか、その対応が適切だったのかとか、検証する必要があると考えてます。

○内藤総務局長

そこはまた検証をお願いします。あと、右側の最後の方は、もうずっと■■■■ですか。ずっと指導票を交付してるんですが、未だに対応はないという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。ですので、毎年、「(廃棄物を掘り出して適正な処理を)やる」と言うので、(その旨の)指導票を切って、そこはコミュニケーションが取れているので、やってくれるという期待もありながら相手の言ってることを信じて、指導を続けてきたと。

○内藤総務局長

ここは先ほど別紙として、一番最後につけてくれた A4 の行政処分指針の 2 段目の、「一部の悪質な事業者による不適正処分に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案」ではないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

と考えるか、あとは、我々も行政指導を行うに当たっては、当然措置命令を当然念頭にしておりますので、そこはすぐできるという考えのもとでやっていたと考えているんですが、そこについての検証も合わせてしていきたいなと思います。

○内藤総務局長

その他、何かございますでしょうか。

○大川井森林保全課長

先ほど言っていたこの廃棄物処理法の第 18 条っていうのは、どういう内容というか、報告を求めるといのが法律に書いてあるということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

報告徴収をすることができる。法に基づく要請なので、虚偽の報告とかをした場合には当然罰せられることになるので、任意の徴収ではないということです。

それで、それをやれば新しい事実が出てくるのかなというところで、関係者に法に基づく報告をしると、虚偽のことを言った場合には罰せられることがあるという説明をして、新しい事実が出てくることを期待したんですが、そこまではなかったということです。

○大川井森林保全課長

あと、この A3 資料の右側の下の方に出てくる指導票なんですけど、この指導票の性格というのは行政指導の一貫ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。行政指導の一環で、口頭でやると記録というか、何も残らないので、指導票の任意の様式を決めて、行政文書という形で相手に渡して、こちらにもその記録が残る複写式のような形で、紙で指導記録を残してきたということです。

○大川井森林保全課長

分かりました。

○福田土地対策課長

この区域と関係ないんですが、④区域だとよく写真で倒木というか枯れ木というか、ああいうものがゴロゴロしていて、雨が降るとザッと下の方に流れたり、そんな絵(写真)

があるんですが、ああいうのも産業廃棄物の扱いとなるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

物自体を見ただけで、産業廃棄物か一般廃棄物かを判断するってなかなか難しいんです。それはなぜかという、その物を見ても排出者が誰かが分からないからです。事業活動で出たものは産業廃棄物で、家庭から出たもの、また、産業廃棄物については、(法律上)20品目規定されているんですが、この20品目に該当しないものが一般廃棄物ということになるので、見ただけでそれを判断することは、一概には難しいんです。

基本的にここ(⑥区域)にあったがれき類は、明らかに家庭から出ることはありえないので産業廃棄物だと思いますが、怪しいのは、例えば家電なんかで、家庭から出るものもありますし、ホテルなどからそういうもので出る可能性もあるので、そこはなかなか判断が難しいです。物だけを見て単純に判断はできないかなと思います。

○清水総務局参事

廃棄物処理法って非常に分かりにくいというか、この先ほど別紙で付けていただいた指針を見ても、非常に抽象的というか、「どういう場合にどうで」とか、「誰が対象で」とかというのは、これを読んだだけではなかなか分かりにくい部分があるので、次回以降とかに制度そのものの概要について、ちょっと詳しく教えていただけたらと思っています。「こういう場合はここに手を出す」とか、「この人が対象になる」とか、「こういう状態で廃棄物がある時は手を出せる、手を出せない」とか、その辺りが非常に一般の人には分かりにくいのではないかと。正直自分もよく分からないので、その辺りをまた詳しく教えていただけたらと思っています。

○片山廃棄物リサイクル課長

単純なところからいくと「土砂は廃棄物ではない」というような、そういったところから。

○清水総務局参事

そうですね、次回以降、「こういう場合は廃棄物だけど、こういう場合は違う」とか、「その線引きはこうなっている」とか、何かその辺りについて。やはり写真をパッと見た時に、「これはどう見ても廃棄物ではないか」と思われるような写真もあったりするんですが、「それに対してどういうアプローチをしていくのが通常のアプローチの仕方なのか」ということが、やっぱりなかなか分かりにくいので、その辺りを教えていただけたらと思っています。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○杉本砂防課長

ちょっと今のに関係するんですが、木くずとかそうなんですけど、土砂と一緒に混ざっているものというのは、どちらで扱うのかということについて。

○片山廃棄物リサイクル課長

単純に言うと(土砂と木くずを)分別して、それぞれの法律で処理することになります。分別することが大前提で、廃棄物処理法の中で土砂は廃棄物ではないので、廃棄物処理法で処理するというのがないんです。なので、土砂は土砂で適正に処理してもらい、廃棄物(木くず)は廃棄物処理法の中で処理するというので、分別して処理するのが、まずは基本的な原則ということになります。

○福田土地対策課長

自分で埋めてしまったようなのは悪質なので、今の理屈はなんとなく分かるんですが、ただ雨が降って偶然埋まってしまったような場合でもそうなのですか。

先ほど言った木が(土砂崩れで)流れて、土砂と混じってしまったような場合です。そういう場合でもやはり理屈は同じですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなってくると、(その木が)何に由来するかということで。事業活動でなくて、災害に由来するということになると。例えば、木が倒れた場合、その木が倒れた由来(理由)が何かということになる。例えば、林業の人が何かしたために(事業活動により)発生した木ではないということであれば、それは産業廃棄物ではなくて災害廃棄物あるいは、事業系の一般廃棄物となる可能性もあるので、単純にそのものだけを見て判断するという難しい可能性はあります。

○望月盛土対策課長

先ほどの都市計画法の文書 D64 を見てもらうと、写真が3枚あります。その一番下ですが、木が大量にあります。これを当時誰が指導していたのか、指導し忘れたとか、指導しなかった、それが原因だという話があるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

場所的にはここになるんですね。実際に崩れていたんでしょうか。

○福田土地対策課長

それが(木)原因で崩れたということではなく、(崩れたことにより木が)流れたと思ってもらった方がいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

(木が)流れてこの位置にあるということなんですかね。そうすると、これって(この木は)伐採したものなんですか。

○福田土地対策課長

伐採したんじゃないでしょう。おそらく上の方に、この倒木みたいなものが集められ

てあって、雨が降ってあの斜面を下ってきたと思う。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうするとそこに(木を)置いた者は■■■■■ということですか。

○福田土地対策課長

■■■■■。

○望月盛土対策課長

元々森林だったところを開発してるから木くずが相当出てるはず。普通はそれを処分するんだけど、処分せずに谷とかに捨てている可能性もあると思うんですよ。それがたまたまこの場所で、たまたま今回崩れたところに、谷地形が2つあるんですが、そこに埋めてしまった可能性がある。

○片山廃棄物リサイクル課長

(この写真に写っている木については)たまたま埋めてはないけれども、その一部が崩れてきたってということですね。

○福田土地対策課長

埋めてしまった可能性があるという話を。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこに埋めてしまったものがあるのではないか、埋めたという記録みたいなものはあるんですか。

○福田土地対策課長

それはないです。

○望月盛土対策課長

ないけど、単純に写真を見るとその可能性はあるので、じゃあそれを誰が指導するのかという時に、当然、(当時の)廃棄物処理の担当は、その部分の認識はないので指導しなかったんだろうけど、この情報が共有されていれば、健康福祉センターに伝わり、そこで(健福センターの)指導が入る可能性はある。そういう論点はあるかもしれない。

○片山廃棄物リサイクル課長

「捨てただろう」という供述があって、そこ(捨てたという場所)へ行って(廃棄物を)確認できて、実際掘ったら(廃棄物が)あったということであれば、そういったこともあり得る。

○福田土地対策課長

こういったものが崩れて土石流の起点になったのではないかとの報道がされる可能

性もある。

○望月盛土対策課長

県の職員であれば全て分かってると思ってしまう。廃棄物が置いてあれば、その適切な処理を指導するべきと思うけど、それについては、やはり限界があったと思う。都市計画の担当がこれを見て廃棄物と分かるかという分からないから。

○福田土地対策課長

(都市計画の担当は)この倒木見て廃棄物と思わないです。

○望月盛土対策課長

そうだね。同じように不法な盛土を、当時、不法投棄かも知れないけど、それを健康福祉センターの職員が見て、「これ危ない」と誰が思えるかだと。

○内藤総務局長

それは難しいと思うんですが、ただ、(当時、)健康福祉センターに「ここは危ないんじゃないか」みたいな電話があつて。

○望月盛土対策課長

電話を受けて、適切な所に伝えていけばいいけど、(電話を)受けてそのままだと、それは職員の問題になってしまう可能性もあると思う。

○内藤総務局長

そうですね。(適切な所に)伝えていけば健康福祉センターに問題はないと思うんですけど。

○杉本砂防課長

発生メカニズムの関係で、今の話を聞くと、実際にこれ(木)が本当にどう入っていた(埋められていた)のかというのは誰も見てないんですよ。あくまでも想定の話になっていってしまうと。そういう中で、「メカニズムはこうだったんだ」というのを県として、結論を出すのは非常にちょっと難しいのではないかな。あくまでも、もう全部流れてしまったので、本当にそこに何があったのかは分からないので。「こういうことがあった」というのは分かるけど、じゃあそれが本当にどうだったのか、メカニズムに対してどうだったのかというと、それは分からない。

○福田土地対策課長

昨日、記者にその辺りについて取材を受けました。「盛土の中にこういう木くずが入っているのはだめですよ」ということを。

○杉本砂防課長

そりゃ駄目だよね。

○福田土地対策課長

(取材に対しては)「それはだめです。どの法律でも駄目なはずですよ」と答えたんですけど。

○杉本砂防課長

実際そこに入ってる(木が埋められている)かどうか分からない。

○内藤総務局長

そこは分からないですよ。

○杉本砂防課長

分からない。

○内藤総務局長

検証しようがないと。ただ、我々が検証するのはあくまでも再発防止のために、こういうものを都市計画の担当が見た時に、しっかりと廃棄物処理の担当部署に伝えるとか、みんなでそういうことの認識を持てるような、そういう検証をしていく。

○望月盛土対策課長

そうだね。盛土の指導しているけど、監視体制を強化しているけれども、盛土の中に廃棄物が入っているかどうか分からないんです。一般の人は、健康福祉センター(廃棄物処理の担当部署)の担当はこれ見ると、廃棄物だからとか、当然、餅は餅屋で分かるので、その情報を関係する所に伝えればいいんです。(本件では)情報を伝えて、専門の部署が見に行くとかということができてなかったんで、産業廃棄物として一人歩きしてしまっていて、今回もしかしたらそれが崩れた原因かもしれない。県の職員全てが悪いわけじゃなくて情報を共有する、そういうことが(検証の)結果になるかもしれない。

○内藤総務局長

よろしいですか。それでは、次第2については先ほど、清水参事から説明をしたところですけども、資料38ページから40ページについて追加で何か清水参事のほうからあれば。

○清水総務局参事

特にはないです。

今後の会議の日程については、皆さんに伺った日程で調整をさせていただいて、こういう形で日程をいただきましたということで、流させていただきます。

○杉本砂防課長

ごめんなさい。23日の再検証の委員会は、これ午前中からやるってということですか。

○清水総務局参事

いや、これ23日はもう以前お時間いただいて、午後からってことでいただいているんで。場合にはちょっと終了時間未定になっちゃうかもしれないですけども。

○内藤総務局長

それでは日程変更等ありましたら、また清水参事までお知らせください。また調整させていただきますので。

最後、次第の3はその他ということなんですけども、皆さんから御意見、御質問、全体通してありましたら、お願いします。

○杉本砂防課長

すいません。今のスケジュールのところの第3回と第4回ところが、3法令ずつやるってということですけど、これは具体的には。

○清水総務局参事

何の法令をやるかとことですか。

○杉本砂防課長

そうです。

○清水総務局参事

イメージとしては、これから皆さんに確認事項を上げていただくので、その分量を見て決めた方がいいかと考えています。

○杉本砂防課長

分かりました。それを見て教えていただけるということですね。

○清水総務局参事

あと一つお願いがありまして、自分が各法令についての知識が薄い部分があるからなんですけども、皆さんからいただいた資料には、法令とか、逐条などの参考資料を付けていただいているんですが、なかなかそれだけで制度の中身を理解するのはちょっと難しいかなというところがあります。土採取等規制条例については、条例改正の経緯となので、特にいいんですけども、それ以外の法令については、例えば、初任者に対する研修で、テキストとして渡しているようなものがあれば、そのファイルとかを参考にいただけないかなと思っています。そういう資料があれば、制度の中身を理解するのに

役に立つかなっていうところもあるものですから。御確認いただいて、もしあるようだったらメールとかでいただいてもよろしいでしょうか。

○大川井森林保全課長
分かりました。

○杉本砂防課長
初心者用みたいな。

○清水総務局参事
そうです。

○内藤総務局長
他によろしいでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長
あと、すいません。この件(庁内検証委員会による検証作業)について、やってる期間中(検証をしている間)に開示請求があったときっていうのは基本的には非開示では。

○清水総務局参事
非開示と考えています。この会議をなぜ非公開にしてるかという、審議会等の規定があって、「情報公開条例の非開示に該当するものについては、(審議会等を)公開しないという扱いにしてもよい」という形になっています。この会議を非公開にさせていただいてる理由が、「個人情報等の非開示情報を扱うということ」と、「委員間による率直な意見交換することができるように」ということになります。(これらについては)情報公開条例の非開示の要件として規定されているので、仮に開示請求があったとしてもこの要件に該当するという整理で非開示になると考えています。具体的に開示請求があった時には、法務課に確認しなくてはなりませんが、一応そのように整理ができるのではと思っています。

○片山廃棄物リサイクル課長
全部が終わったものについて、最後に出すという考え方でいいですね。

○清水総務局参事
そうです。はい。

○望月盛土対策課長
報告書自体はいつ外へ出すんですか。

○内藤総務局長

9月の委員会です。目標は。

○望月盛土対策課長

10月4日ですか。

○内藤総務局長

まあそのくらいに。

○片山廃棄物リサイクル課長

各法令を所管する常任委員会にそれが出されるというイメージですよ。

○清水総務局参事

イメージとしてはそうです。総務委員会、暮らし・環境委員会、建設委員会、産業委員会に出して、それぞれの委員会で該当する部分について、御説明いただくイメージです。

○片山廃棄物リサイクル課長

だからマスコミにもそれが最初になるんですよ、きっと。

○内藤総務局長

そういうことになる。

○清水総務局参事

後はそのホームページでの公開については、どのタイミングで行うか、調整が必要だとは思いますが。

○杉本砂防課長

議長とか各会派(への対応)とかはどうなるんですか。

○杉本砂防課長

今日の会議での土砂災害防止法の中で、盛土対策課長からも話があった④区域を土砂災害防止法の観点であげるかどうかというところなんですけど、当然ながら特別委員会から提言というかその報告書の中で土砂法についての記載があるんですけど、やはりこれを読む限り、④区域のことを特に言ってるようには見えないと思うんです。もし④区域を入れるということであれば、そのバージョンに作り直さなくてはいけないというので、(その場合)ここについてはちょっと時間をもらいたいなということなんですけど、その話は。

○清水総務局参事

次回の意見交換の時に話し合いをしていただければそれでいいですよ、委員長。

○内藤総務局長

はい。

○杉本砂防課長

それでは、新たな視点を入れるかどうかということについては、次の意見交換の中でやらせてもらうということで。

○内藤総務局長

よろしいですかね。

○大川井森林保全課長

森林法と廃棄物処理法がそうだったんですが、A社とかB社とかの匿名表記については、実名に直してすぐ送ればいいですか。

○清水総務局参事

そうですね。直したものをいただいて、それをまた各委員に共有して。いずれにしても(検証結果を)公開するときにはまた匿名表記に戻すことになると思うんですが、庁内検証委員会の場で話をする時には、実名の方が分かりがいいと思うので。

○内藤総務局長

じゃあ次回以降は、本名でやると。

○大川井森林保全課長

今日、説明した中で、6月2日に現場に見に行った時に、D工区から水がC工区とかE工区に流れてないと確認してきた話をしたんですが、今、資料の中にそれがないんですけど、一応記録は作ってあるので、お出しした方がいいんですか。

○清水総務局参事

中に記述があるんだったらもうそうですね。

○杉本砂防課長

表流水説を否定する一つの話になるので。

○内藤総務局長

いいですかね。

次回の会議ですけども8月9日午後1時に開会いたします。
事実関係等について意見交換を行ってまいります。

委員の皆様におかれましては事前に、庁内検証委員会の、検証対象の法令に係る事実関係に関する確認事項などの様式、この提出をお願いします。それでは本日の委員会はこれで閉会します。ありがとうございました。